

# 中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理

河 原 昌一郎

## 要 旨

土地請負経営権は、中国の農業農村政策の基礎として、改革開放政策の開始から現在に至るまで重要な役割を果たしてきた。

本稿は、土地請負経営権について、土地請負制度の変遷過程をまず整理した上で、土地請負経営権の法的内容を明確化し、土地請負経営権の現実の適用法理を解明したものである。

土地請負経営権の法的内容には、個人として農村集団から「土地を請け負う権利」と請負契約の当事者として「土地の使用収益等を行う権利」の二つが含まれており、このうち個人として「土地を請け負う権利」が本質的なものである。

中国農村の土地所有制度は、現在でも旧ソ連法の影響を受けた社会主義的土地所有制を基本としていることから、土地請負経営権の内容も社会主義的土地所有制の法理との調整が必要とされる。土地請負経営権に現実に適用されている法理は、対等な当事者を前提とする契約自由の原則ではなく、主として公平の原則に基づいた農村土地制度の行政的運営に関するものである。

土地請負経営権は、中国の通説的見解では物権として理解されているが、土地管理体制による制約もあって、物権としての法理が適用される場面はごく限定されたものである。

## 1. はじめに（本稿の課題）

### （1）問題の所在

中国農村の土地請負制度は、中国の改革開放政策の原動力となるとともに、農業農村発展の基礎として重要な役割を果たしてきた。

土地請負制度の中で最も一般的な形態となった農家請負経営〔包干到戸〕<sup>(1)</sup>が全国的に普及するのは1983年のことであるが、それ以降、中国の農業農村政策は農家請負経営の安定化を図ることをまず第一の目標として展開してきたと言っても過言ではない。

農家請負経営の実施によって、農家は請け負った土地で農業を自主的に営むことが可能となったが、現実には農家の地位は極めて不安定であり、貸手である農民集団による請負土地の取上げ、変

更といったことが容易に行われていたため、請負土地に関する紛争が絶えなかった。

このため、農家請負経営の安定化は、請負関係における農家の権利を強化することを基本として進められる。

農家請負経営における農家の権利が土地請負経営権として法律上明記され、法的保護を受けるようになるのは1987年に施行された民法通則および土地管理法によってである。両法での規定はごく簡単なものであったが、その後、1993年に制定された農業法で土地請負経営権の規定に関する一定の充実が図られ、さらに1998年に制定された土地管理法では土地請負期間が30年間であることが明記された。

こうしたこれまでの法的規定や現実の運用を踏まえつつ、2002年8月29日に農村土地請負法が制定され、土地請負経営権に関する一応の法的整

備がなされることとなる。

しかしながら、土地請負経営権は法律に定義規定が置かれていないこともあって、現実にはその概念は不明確であり、その法的性格や適用法理も必ずしも明らかとなっているわけではない。農村土地請負法の制定によって、土地請負経営権の具体的内容がかなりはっきりしたが、それでも土地請負経営権の概念について明確な定義がなされているわけではなく、また、同法の制定によって土地請負経営権の法的性格や適用法理が変化したのかどうかははっきりしているわけではない。

一方で、土地請負経営権の安定と強化は現在においても中国の農業農村政策の支柱であり、土地請負経営権の法的内容を実情に即しつつ的確に把握することは、現在の中国農政の動向、農業経営の現実等を把握する上でも不可欠なものである。

農村土地請負法の施行によって中国の農村土地請負制は新しい段階に入ったと見ることができるであろう。その意味で、中国の農村・土地政策の動向等に関する分析を的確に進めるためにも、農村土地請負法の制定を踏まえつつ、土地請負経営権の具体的な概念や法的性格、さらには適用法理を明らかにすることが求められているのである。

## (2) 土地請負経営権に関する研究の現状

我が国では、土地請負経営権については、中国法の概説書で用益物権としてごく簡単な内容の説明とともに紹介される<sup>(2)</sup>程度であり、法的内容等についての具体的な研究はこれまでなされていない<sup>(3)</sup>。

一方、中国では、参考文献にも掲げるとおり、これまで土地請負経営権に関する多くの著書、論文等が発表され、その法的性格等についても物権か債権かという議論をはじめとして多様な見解が示されている。しかしながら、中国の議論においても

ア 土地請負経営権についての明確な概念が示されないままであること

イ 土地請負経営権は物権として理解するのが中国での通説的見解となっているが、現実には物権にはなじまない各種の要素が含まれており、これらをどのように理解し位置付けるかということについての認識は必ずしも一致していない

こと

ウ 以上のことから、土地請負経営権には具体的などのような法理または法原則が適用されているのかということがあいまいなままになっていること

という問題があり、現在でも十分に解決されているわけではない。

このため、中国農政の基幹とされる土地請負経営権が、とりわけ外国人研究者等にとっては複雑でわかりにくいものとなっており、中国の農村・土地制度を的確に理解し把握する上での妨げとなっている。

## (3) 課題の設定

本稿では以上のような問題の所在および土地請負経営権に関する研究の現状を踏まえ、次のとおり課題を設定する。

ア 土地請負制度の変遷過程を再整理すること

…土地請負制度について一定の時期区分を行い、政策と現実の推移の中で法制度がどのように整備され、どのような意義を有していたのかを明らかにする。

イ 土地請負経営権の法的内容を明確化すること

…土地請負経営権の概念の明確化とその本質を明らかにするとともに、農村土地請負法の制定によって土地請負経営権の法的性格に変化があったのかを考察する。

ウ 土地請負経営権の適用法理を解明すること

…中国農村の土地所有制度、請負契約の当事者、請負契約の内容等について実態に即しつつその特質を明らかにし、土地請負経営権に現実にはどのような法理が適用されているのかを解明する。

注(1) 中国では憲法第10条によって農村土地の所有者は農民集団とされているが、農家請負経営とはこの農民集団が所有する土地の一部について農家が農業経営を請け負うことによって営まれる経営のことである。具体的には、国家への売渡義務と集団への納納義務を果たせば、当該土地の農業生産活動によって得られた生産物は全て請負農家の所有にすることができるというもの。

(2) たとえば、木間等〔20, 116ページ〕。

(3) 長〔7〕は、土地請負経営権に関するこれまでの議論を中心にその生成過程をまとめたものであるが、法

の内容等についての具体的な研究を行ったものではない。

## 2. 中国農村土地請負制度の変遷

中国では、2002年8月29日に農村土地請負法が成立し、土地請負経営権についての一応の法的整備がなされることとなったが、中国の農村土地請負制度および同制度をめぐる情勢は時代とともに大きく変化している。土地請負経営権の法的問題を考察するに際しては、中国の農村土地請負制度の変遷過程を踏まえることが不可欠の前提となるので、ここでは、農村土地請負制度の形成から現在までの経過を、①形成期（1978～1983年）、②第1期請負期（1984～1992年）、③第2期請負期（1993年～現在）の3期に区分<sup>(1)</sup>して整理する。その中で、各期の農村土地請負制度に関する政策と土地請負制度をめぐる情勢の推移に対応して、土地請負経営権に関する法規定がどのように整備され、どのような意義を有していたのかを明らかにすることとしたい。

### （1）形成期（1978～1983年）

改革開放後、中国農村では、人民公社体制の下で実施されていた統一経営から、紆余曲折を経て、農家の自主的な農業生産が可能な農家請負経営へと移行する。この間、中国農村ではいろいろな農業生産請負制<sup>(2)</sup>が試みられ、一時的に農家請負経営に対する反発も見られるが、最終的には農家請負経営へと収斂していく。本稿では、改革開放政策の始まった1978年から農家請負経営がほぼ全国的に普及する1983年までを農村土地請負制度の形成期として整理する。

農村での農業生産請負は、周知のとおり、安徽省鳳陽県小崗村での取組<sup>(3)</sup>を嚆矢とするが、請負制による農業生産体制の改革は、農家請負経営という形態が最初から採用されたわけではなく、地域差はあるものの、現実的には段階を追って進められている。また、請負の形態にも多様なものがあった。

1978年から1981年ごろまでは、個々の農家に生産を請け負わせるのではなく、生産隊の統一計算および分配を前提に、生産作業を主として生産

隊の中の作業組に請け負わせ、生産量に応じて労働報酬を計算するという方式が主であった。

1979年9月に、中共中央は「農業発展を加速するための若干の問題に関する決定（草案）」を發出して農業生産請負制を肯定しているが、そこでの表現は、「生産隊が統一計算および分配を行うという前提の下で、作業組に生産作業を請け負わせ、生産量に連係して労働報酬を計算し、超過生産の奨励を実行することができる。」というものとどまっている。当時は、全国で農業生産請負制が徐々に広まりつつあったが、生産手段の公有を基礎とした社会主義的な人民公社体制が依然として基本として考えられており、個々の農家に農業生産を請け負わせることにはまだまだ抵抗感が強かったのである。

中共中央は、1980年9月の「農業生産責任制をさらに強化し改善することに関するいくつかの問題についての通知」（中共中央75号文件）で、農業生産請負制の改善をさらに一歩進めることとし、農家生産請負〔包産到戸〕<sup>(4)</sup>にも言及するが、農家生産請負が実施できるのは、「辺境山間地区および貧困後進地区」に限定し、一般の地区では作業組での請負が原則とされている。

1981年末の統計<sup>(5)</sup>によれば、北京農村では、97%の生産隊が生産責任制を採用し、そのうち、請負の単位としては75%が作業組であり、23%は労働請負<sup>(6)</sup>、農家の請負は1.6%にとどまっている。

一方で、こうした中でも、農家請負経営は、「責任明確、方法簡便、利益直接」という有利性があったことから、各地で徐々に広まりつつあった。農家請負経営は、生産隊による統一経営を前提としていた作業組による請負制等とは異なり、国家への売渡義務と集団<sup>(7)</sup>への一定数量の現物または現金の上納義務を果たせば残りの生産物は全て農家のものとするというものであり、実質的に個々の農家が経営を行い、損益の危険負担も農家が負うというものである。

農家請負経営について、中共中央は、1982年1号文件において、「農家請負経営は土地公有制の基礎の上に創設され、農家と集団は請負関係を保持し、集団が土地を統一的に管理し使用している。… したがって、農家請負経営は合作化以前

の私有的個体経済とは異なるものであり、かつ、社会主義農業経済の構成部分である。」と規定して農家請負経営を社会主義体制と矛盾しないものと公認するが、これ以降、農家請負経営が全国的に急速に拡大していくこととなる。

農家請負経営を実施する生産隊は、早くも1982年6月には全国の総数の67%となり、1983年末には98.3%にまで増加した<sup>(8)</sup>。

農家請負経営が全国的に普及することによって、農家を実質的な経営主体となって農地利用を行い経営責任を負う体制が確立するが、この体制が現在の農村の土地請負経営権に関する法制度の基礎となるのである。

ただし、この時期の農家請負経営は、各種の農業生産請負制の試行と改善の中から最も現実的で農家に受け入れられやすいものとしてようやく全国的な普及をみたという段階のものであり、請負期間、請負農家の権利等の制度的枠組みが確立していたわけではない。地域によって、現実の取組には様々なものがあつたのである。もちろん法律の規定による整備は全くなされていない。これらについては、第1期請負期以降、徐々に整備が図られていくこととなる。

なお、この時期は、農村の土地が請負土地として農家に分配されてしまったため、①集団による統一的な農作業が行えなくなったことによる水利施設未修、農業技術の退歩、種子の劣化、②集団財産の分配等による集団財産の散逸、減少等の問題が発生<sup>(9)</sup>し、集団の機能低下が懸念される状況となっていた。このため、1983年1号文件では、「生産量リンク請負制〔聯産承包制〕<sup>(10)</sup>においては統一経営と分散経営とを相互に結合させるという考え方を提唱している。生産量リンク請負制を改善する鍵は、請負を通して統一と分散の関係をうまく処理することである。」と規定し、農家が分散経営を行う一方で集団を統一経営の主体として位置付け、集団機能の回復、強化を図っている。この統一経営と分散経営の相互結合という考え方は、「双層経営」<sup>(11)</sup>の基本的考え方として現在まで引き継がれているものである。

## (2) 第1期請負期(1984～1992年)

農家請負経営の普及によって、農民の生産意欲

は向上し、農業生産量も全体としては増加しつつあつたが、請負土地が短期間で一気に分配されたため、請負契約が締結されていないことが多く<sup>(12)</sup>、あつても不完全なもので、請負土地に関するトラブル<sup>(13)</sup>が多発するようになっていた。特に、時間の推移とともに、請負期間が短すぎるという欠陥が明らかとなり、頻繁に行われる土地調整は、農家経営の安定化を妨げるものであつた。当時、請負期間については中央政府から明確な方針が示されていなかったこともあつて、請負期間は一般的には3～5年、請負期間の定めのないところも少なくなかつた<sup>(14)</sup>。

このような情勢に対応して、土地請負期間を延長し、農家請負経営を安定化させることを重要な目的として発出されたのが中共中央1984年1号文件である。同文件によって土地請負期間は一般的に15年以上とされ、請負期間の統一化および長期化によって農家請負経営の本格的な定着化が図られることとなつた。本稿では請負期間が15年とされた1984年から、請負期間をさらに30年延長することが公表された1993年の前年の1992年までを第1期請負期としている。1993年以降は請負期間が30年であることを前提として施策が展開されることとなり、1992年までとは一線を画することができるからである。

1984年1号文件では、請負期間を15年以上としたほか、

- ア 請負期間を延長する前に村民の要求によって土地を調整するときは、「大安定、小調整」という原則に基づき集団が統一的に調整すること
- イ 農家が請負期間内に耕作労力の欠如または他への転業により請負地をなくすか減らすことを要求するときは、土地を集団に渡して統一的に、又は集団の同意によって農家が自ら転貸するものとするが、もとの請負契約の内容は変えることができず、転貸条件は集団と農家の双方が協議して定めること
- ウ 自留地<sup>(15)</sup>、請負地はともに売買、貸出をすることができず、宅地その他の非農業用地への転用はできないこと

などを定め、請負土地に関する農家の権利の安定、農地の保護等を図っている。

以上のように、1983年以前に発出された文書

が主として農家請負経営の公認とその普及を図るという観点から記述されているのに対し、1984年1号文件は農家請負経営の安定化とともにその制度的内容を具体的に規定するものとなっている。この意味で同文件は、今後、土地請負経営権の制度的な整備を具体的に進める上での出発点としての位置を有している。

この後、中共中央から1985年1号文件、1986年1号文件が引続いて発出されるが、いずれにおいても農家請負制の長期安定化を最重視し、これとともに、農家と集団の関係の再調整のために、統分結合（統合経営と分散経営の結合）ないし双層経営を強調したものとなっている。

また、請負契約に関する紛争が全国的に相変わらず多発していたため、1986年4月14日に最高人民法院<sup>(16)</sup>から「農村請負契約紛争事件の審理に関する若干の問題についての意見」（以下「法院1986年意見」という。）が発出されている。法院1986年意見は、紛争解決のための調停方法、請負契約の無効事由等、紛争に関する最高人民法院の処理方針を示したものであり、同じく最高人民法院から発出された「農家請負契約紛争事件の審理に関する若干の問題についての規定（試行）」（以下「法院1999年規定」という。）の実施に伴って1999年7月8日に失効するまで、請負契約の紛争事件の現実の処理において大きな役割を果たした。

農村土地の請負経営が初めて法で規定されるのは、1987年1月1日に同時に施行された民法通則<sup>(17)</sup>および土地管理法（以下「旧土地管理法」という。）においてである。

民法通則における農村土地の請負経営に関する規定は次のとおりである。

第二十七条 農村集団経済組織の成員であって、法律の許す範囲内で請負契約の規定に従って商品取引に従事する者は、農村経営請負戸とする。

第二十九条 个体工商戸、農村経営請負戸の債務は、個人経営のときは個人財産で負担し、家庭経営のときは家庭財産で負担する。

第八十条第二項 集団所有の土地又は国家所有で集団が使用している土地に対する公民、集団の土地請負経営権は法律の保護を受ける。請負双方の権利及び義務は、法律に照らして請負契約が定める

ところによる。

土地は売買、貸出、担保又はその他の形式で不法に譲渡することはできない。

一方、旧土地管理法では次のように規定されている。

第十二条 集団所有の土地並びに全民所有制単位及び集団所有制単位が使用する国有の土地は、集団又は個人が経営を請け負い、農、林、牧、漁業の生産に従事することができる。

土地の経営を請け負った集団又は個人は、土地を保護し、請負契約に規定する用途に基づき土地を利用する義務を有する。

土地の請負経営権は法律の保護を受ける。

旧土地管理法で農村土地の請負経営について直接に規定しているのはこの第12条のみである。

以上のとおり、農村土地の請負経営に関する規定はごく簡単なものであるが、両法とも土地の請負経営権が法的保護を受けることを規定（民法通則第80条第2項、旧土地管理法第12条）している。このことは、農村土地の請負関係が単なる事実上の関係ないしは政策的関係（請負農家の地位は政策変更に伴う反射的な利益）というのではなく、法的関係であることをあらためて明確にしたという点で重要な意義を有するものである。

また、民法通則第27条および第29条の規定は、自然人以外に請負農家にも民法上の法的主体としての地位を認め、その債務の責任範囲を規定したものであり、この規定によって、請負農家は請負経営の当事者として生産、経営活動を行う<sup>(18)</sup>ことが法的にも明確化されることとなった。

しかしながら、民法通則第80条第2項でも農村土地の請負に関する当事者の権利義務は請負契約に委ねられており、法的保護を受けるべき土地請負経営権の内容や法的保護の効果については具体的に規定するところがない。すなわち、土地請負経営権の法的性格は明らかにされないままで、その内容や効果は、現実の運用に任されたままとなっている<sup>(19)</sup>。これは、この当時においては、農村土地請負の方式が地域によって差異があり、中央で統一的に規定することは時期尚早ととらえられていたためと考えられる。農家請負経営の安定のために農村の請負契約を法的に保護することが重要であると考えられていたものの、法律で

もって全国的に統一的な内容の保護を与えるというまでには至らなかったのである。

この当時、土地請負契約の締結の推進やその保護は、地域の実情に応じつつ、各省（区、市）が定める条例等でなされることが期待されていた。1992年9月12日の国務院「農業請負契約の管理を強化することについての農業部意見を承認転達することについての通知」によれば、当時において24省（区、市）が農業（村）請負契約管理条例または「方法」を公布しており、そのうち7省（区、市）が人民代表大会または常務委員会が公布した地方性法規で、17省（区、市）が省級政府または主管部門が公布した「方法」であった。

また、同通知では、各地区級政府の努力によって、農業請負契約の整備率が1986年の44.3%から1990年には77.1%にまで上昇し、一方で紛争率は1986年の6.4%から1990年の3.2%にまで低下したが、依然として毎年3千件の請負契約が実施不能となっており、請負契約に関する紛争は1千万件近くに上ると指摘している。

このように、第1期請負期においては、農家請負制の安定と請負契約の整備保護を図るための施策が順次実施され、農村の土地請負経営権が法的保護を受けることが法律上も明確化されるが、土地請負経営権の具体的な内容等についての規定はなく、法的保護についての制度的整備はまだまだ不十分であった。しかも、請負契約の内容も地域によって様々なことから、請負契約に関する紛争が依然として多かった。土地請負経営権にはあいまいな点が多くあり、全国的に統一的な内容を有する権利としては十分に成熟したものではなかったのである。

### （3）第2期請負期（1993年～現在）

改革開放以来、中国農村は大きな発展を遂げたが、その基礎となった制度が農家請負経営であったことはまず異論のないところであろう。農家請負経営によって、農家による自主的な農業経営が可能となり、農家の積極性が引き出されて農業生産量が大きく拡大した。また、労働力の投入場所を農家自らが決定できるようになったことから農家が各種の産業に参入して農村商工業等の発展を促すこととなった。このため、農家請負経営すな

わち双層経営体制は中国農村経済の基本的制度であり、その長期安定化と改善が農村政策の最重要課題であると認識されるようになる。一方で、請負期間を15年とする第1期請負期は90年代半ばごろから期間満了を迎える。

このような事情を背景として、1993年11月5日に公布された中共中央・国務院「当面の農業および農村経済発展に関する若干の政策措置」において、農家請負経営のさらなる安定化のために、土地請負期間は、もとの土地請負期間が終了した後、さらにそのまま30年延長することとされた。なお、この文件では、請負土地の頻繁な変動や農地経営規模の細分化を防止するために、請負期間内は「人が増えても土地は増やさず、人が減っても土地は減らさない〔増人不増地、減人不減地。〕」という方式を実行することが提唱された。また、土地の集団所有および土地用途を改変しないという前提で、貸し手の同意を経て、土地使用権の有償譲渡を認めること、第二次、三次産業の比較的発達した地域では、請負土地について必要な調整を行い、適度の規模経営を実施することができることという農地の流動化に関する規定も併せてなされている。

引続き、1995年3月28日の国務院「土地請負関係を安定させ改善することに関する農業部意見を承認伝達することについての通知」では、土地請負期間を30年延長する作業を積極的かつ堅実に進めるよう指示がなされるとともに、集団が留保する機動地<sup>(20)</sup>は総耕地面積の5%を超えてはならないことが明記された。

さらに、1997年8月27日、中共中央弁公庁・国務院弁公庁「農村土地請負関係をさらに安定させ改善することに関する通知」では、①土地の請負期間30年の延長は、もとの土地請負関係の安定を図るために第1期請負を基礎にして行うこと、②請負地の調整は「大安定、小調整」を前提として行い、「小調整」の方法は村民大会または村民代表大会の成員の3分の2以上の同意を必要とし、かつ、郷（鎮）人民政府および県（市、区）人民政府主管部門の承認が必要であること、③両田制<sup>(21)</sup>は請負関係の安定性の観点からは弊害が多いことから今後は整理することなどが規定された。

第2期請負期においては、以上のような政策の

実施と併せて、土地請負経営権に関する法的な整備が図られ、最終的に農村土地請負法の制定という形で結実する。

まず、1993年に成立した農業法（以下「旧農業法」という。）は、その第13条第1項で、請負方は請負契約で定めるもの以外に「生産経営の決定権、生産物の処分権及び収益権を享有する」ことを規定した。この規定は土地請負経営権が有すべき最小限の権利内容を示したものであり、権利の内容としては依然として不明確性が残っているものの、民法通則第80条第2項の規定から土地請負経営権の権利内容の明確化を一步進めたものとして評価できるものである。

また、旧農業法では、これと併せて、請負方は貸手方の同意を得て土地請負経営権を譲渡できること（同法第13条第2項）、土地請負経営権は相続できること（同条第3項）を法規定上初めて明確にした。

1998年に成立した土地管理法（旧土地管理法を全面改正して成立）では、土地請負経営期間が30年であることが明記される（同法第14条第1項）とともに、土地請負関係の調整には村民大会等で3分の2以上の同意を必要とすること（同条第2項）などの規定が盛り込まれた。これらの法的規定は、前述した中共中央、国务院等から発出された文件で示されていた政策方針に即したものである。

このように、土地請負経営権については、旧農業法、土地管理法で権利の明確化や安定化のために一定の規定の整備がなされるが、依然として現実の運用にまかされている面が多く、農村の土地請負関係が十分に安定したわけでもなかった。土地管理法等の規定を受けて、現実の紛争処理の適正化を図るため法院1999年規定が定められるが、このことは一面で土地請負経営権に関する紛争が少なくない事情を示すものでもあろう。土地請負経営権に関する総合的な法的整備は、多くの関係者の望むところとなっていたのである。

このような情勢に対応して、農村の土地請負に関するこれまでの政策、法律規定、経験等を総括し、土地請負経営権に関する法的な制度的整備を図るため、2002年8月29日に農村土地請負法が成立し、2003年3月1日から施行された。なお、

農村土地請負法の施行の同日に農業法（旧農業法を全面改正して成立）が施行されているが、土地請負経営権に関することは農村土地請負法で規定されることとなったため旧農業法に規定されていたような土地請負経営権に関する規定は新しい農業法にはない。

ところで、農村土地請負法の成立に先んじて、全人代法律委員会から2002年6月20日に「農村土地請負法（草案）修正状況の総括報告」、続いて同年8月20日に「農村土地請負法（草案）審議結果の報告」が提出されている<sup>(22)</sup>。それらの報告の内容のほとんどが請負土地の回収、請負土地の調整、土地請負経営権の移転等の規定に関するものである。これらは全て貸手方である農民集団の対応によっては請負農家の利益を侵害し、農村土地請負関係の安定を脅かしかねないものであり、現実的にこれらについての紛争が多発していたという事情を反映したものであろう。

農村土地請負法は、貸手方および請負方の権利義務、請負契約の締結手続きなどを定めた総合的な内容を有するものとなっているが、全人代法律委員会での以上の審議経過から見れば、農村土地請負法の立法目的は、土地請負経営権の内容の明確化もさることながら、農村の土地請負関係のさらなる安定化がやはり基本として考えられている。土地請負経営権の強化は、土地請負関係安定化のための手段として位置付けられるのである。

以上のように、第1期請負期および第2期請負期を通じて、土地請負経営権に関する法的規定は一貫して農村土地請負関係の安定化に資する観点から制定されてきたものである。そして、その規定内容は、現実の土地請負経営権の成熟状況に即しながら規定が設けられ、拡充がなされてきた。その経緯は、1983年に全国的に普及した農家請負経営が、当初は多種多様で統一的取扱が困難であったものの、長年の現実の運用と政策的指導の中で、徐々にその内容が成熟して統一的なものとなり、法的保護の範囲も拡大していった過程とみることができよう。特に第2期請負期では、30年の請負期間を基礎として、権利内容も著しく整備されることとなる。この意味で、農村土地請負法の規定内容は、土地請負経営権の現時点での成熟度を示すものであり、また、土地請負経営権の

強化に関する現在の到達段階を表したもののなのである。

- 注(1) 農村土地請負制度の変遷過程については多くの文献で触れられているが、時代区分については必ずしも定まったものがあるわけではない。なお、寥洪楽等〔24〕では、1984年前後に締結された請負期間を15年とする請負契約を第1期土地請負、1999年前後に締結された請負期間を30年とする請負契約を第2期土地請負と呼んでいる。
- (2) 改革開放後、各地の農村では、農業生産について、作業組による作業の請負、特定の工程だけの請負等の各種の方式による請負制が実施されたが、本稿ではこれらを総称して農業生産請負制と呼ぶこととする。
- (3) 同村での取組は、1950～60年代に実施された農家生産請負責任制の経験が基礎となっている。なお、当時の取組は、当時の社会的体制の下で厳しく抑圧される結果となった。
- (4) 農民集団が所有する土地について農家が一定量の生産を農民集団から請け負う制度。生産物は農民集団に供出するが、請け負った一定量を超える部分については農家が農民集団から再分配を受けることができる。
- (5) 中国農業全書〔56, 219ページ〕。
- (6) 中国農業全書〔56, 219ページ〕によれば、当時の北京農村では、「作業工程請負、定額計算報酬」という請負の方式が27%を占めており、労働請負は主としてその請負方式において用いられたものと考えられる。
- (7) 中国農村における集団とは、人民公社時代は一般的に生産隊のことであり、生産隊が解体された後は原則として村民小組または行政村のことであり、農民集団も同義である。
- (8) 方向新〔10, 38ページ〕。なお、農家請負経営の普及に伴って人民公社の解体も急速に進められる。中国農業年鑑(1985年)によれば、1983年末には未解体の人民公社が40,079社あったが、1984年末には249社となった。人民公社の解体作業が終了するのは1985年春のことである。
- (9) 中国農業全書〔56, 219ページ〕。
- (10) 筆者注。この当時全国的に普及した請負制は、本文で記述したとおり、実際には農家請負経営〔包干到戸〕であるが、中国の文件では1998年の憲法修正で明確に農家請負〔家庭承包〕という用語が用いられるまでは農家生産量リンク請負〔家庭聯産承包責任〕という用語が用いられていた。農家生産量リンク請負は、生産隊による統一経営を前提にした用語であり、この用語の使用には集団経済の再建を強調する意味合いがあったものと考えられる(楊一介〔49, 42ページ〕)。
- (11) 農業経営が統一経営を担う集団と分散経営を担う農家との2層になっているという考えからこのように呼ばれる。農家請負経営の下で、農家が経営を自主的に

行う一方で、集団は個別の農家では対応が困難な水利施設の整備、種苗の確保等の役割を果たすことが期待された。

- (12) 寥洪楽等〔24, 12ページ〕。
- (13) トラブルの原因は多様であるが、よくあるケースとしては、最近でもたびたび生じるものとして、集団が農地を住民に無断で工場用地等に利用する(たとえば、インターネット「2004年6月6日中国法院網 <http://www.chinacourt.org/> 村委会非法転讓土地, 村支書触刑律被判刑 2004年6月18日アクセス」では、村民委員会が村内の農地約1.1haを必要な手続きを経ずに紡績工場に貸し出して土地使用料を受け取り、処罰されたことが紹介されている。) 場合が挙げられる。また、インターネット「2002年11月4日中国法院網 <http://www.chinacourt.org/> 王周存, 任桂侠訴青竜村七組果園承包合同糾紛案 2004年6月18日アクセス」では、請負土地の果樹園で栽培していた果実の価格が上昇し、当該農地から多くの利益が見込めることとなったために村民小組が当該農地の請負契約を一方的に打ち切り、他者に請け負わせることとしたため紛争が発生したことが紹介されている。なお、当該案件では、もとの請負農家の権利を認める判決が下されている。
- (14) 寥洪楽等〔24, 8ページ〕。
- (15) 農家が自家用野菜や飼料を作るために保有が認められた土地。人民公社時代からあった。
- (16) 日本の最高裁判所に相当するが、司法制度は4級(最高人民法院, 高級人民法院, 中級人民法院, 基層人民法院)2審制をとっているなど、日本と異なる点も多い。
- (17) 民法通則を制定する際に、計画経済時代に行政指令等で実施されていた経済管理活動についての法的整備は民法ではなく「経済法」で行うべきではないかとするいわゆる「経済法」論争が起こり、「経済法」との関係で民法での規定対象をどのように定めるかという議論がなされたが、結果として民法通則は国有企業を含めた経済主体一般の法的関係を取り込むものとなり、農村土地の請負経営に関することも民法通則の中で規定された。
- (18) 胡宝海, 王曉君〔15, 152ページ〕。
- (19) この問題について鈴木〔39〕は、「民法通則は農家の法主体性承認や土地請負権についてなど、一部の問題を法的に明確にしたが、請負契約法などはまだ制定されておらず、多くの問題が明確な規定のない状態におかれている」としている。
- (20) 集団が将来の土地調整のため農家に分配せずに留保する土地のこと。この比率が増えれば、当然、農家が分配を受ける土地が少なくなり、農家の利益が害されるおそれがある。
- (21) 請負土地の配分に際して、農地を農家の自給用食料等を栽培するための「口糧田」と、国家に売り渡す食

糧や市場向けの作物等を栽培する「責任田」に分けて配分する方式のこと。「責任田」の分配は能力ある農家への土地集中を図るため競争的要素が導入されることが多かったが、集団の裁量の余地が大きく、その弊害が指摘されていた。

② 胡康生 [17, 173～181 ページ]。

### 3. 土地請負経営権の法的内容

#### (1) 土地請負経営権の概念

土地請負経営権という用語は、これまで民法通則、土地管理法等において特に定義されることなく用いられてきており、農村土地請負法でも土地請負経営権についての定義規定は設けられていない。土地請負経営権に関する中国の論文等においても、土地請負経営権の内容については、特段の注釈や説明を加えることなく用いられているのが一般的である。これは、中国農村の土地利用の実態が多様で流動的要素が強いことから、土地請負経営権の内容を定義付けることが困難であったという事情が背景にあったと考えられる<sup>(1)</sup>。ただし、土地請負経営権の内容を説明したものもあり、許明月等 [32, 116 ページ] は、土地請負経営権はすなわち「公民個人または集団経済組織が、法律および契約の規定する範囲内で、集団所有の、または国家所有で集団が使用する財産（主として土地およびその他の自然資源）について、法に則って占有、使用、収益を行う権利」と記述しているが、これなどは旧農業法第 13 条第 1 項の規定等を踏まえつつ土地請負経営権に関するいわば一般的な認識を示したものとえよう。

農村土地請負法は、定義規定を置かないままに、土地請負経営権の具体的な内容を規定するという方式をとっているが、同法で構成されている土地請負経営権の内容は、上述のようないわば一般的な認識だけで説明できるものとはなっていない。

農村土地請負法では、まず、第 1 章「総則」中に第 5 条として次のような規定が置かれている。

第五条 農村集団経済組織の成員は、当該集団経済組織が貸し出す農村土地を法に則って請け負う権利を有する。

いかなる組織又は個人も農村集団経済組織の成

員が土地を請け負う権利を剥奪し又は不法に制限することはできない。

この規定は、農村集団経済組織<sup>(2)</sup>の成員が「土地を請け負う権利」を有することを規定したものであるが、ここで農村集団経済組織の成員とはすなわち農民集団内の農民であり、集団内の農民として出生すれば老若男女を問わず一様にこの「土地を請け負う権利」を有する<sup>(3)</sup>ものとされる。すなわち、この「土地を請け負う権利」は、農村集団経済組織の成員であり、また農家の構成員でもある個人の権利である。

引続いて、第 6 条では次のように規定する。

第六条 農村土地請負について、女子は男子と平等の権利を有する。請負においては女子の合法的権益を保護するものとし、いかなる組織及び個人も女子が享有すべき土地請負経営権を剥奪し侵害することはできない。

農村土地請負法では、この第 6 条で初めて土地請負経営権という用語が用いられるが、ここでの土地請負経営権の内容が第 5 条の規定を受けたものであり、個人としての「土地を請け負う権利」を示しているものであることは、同条が女子としての個人の権利を規定したものであることから明らかであろう。

一方、農村土地請負法第 2 章「家庭請負」では、請負契約の当事者双方の権利義務等についての規定が置かれているが、ここでの土地請負経営権の内容は個人ではなく農家としての権利を規定したものとなっている。

同法第 15 条では「家庭請負の請負方は本集団経済組織の農家である」として、農家が土地請負契約の当事者であることを明記している。前述のとおり、農家が農村経営請負戸として法律行為の主体となり得ることは民法第 27 条に規定されているとおりであり、農村土地請負法の農家に関する規定はこのことを前提にしたものである。

続く農村土地請負法第 16 条では、請負方すなわち農家が享受する権利として、請負土地の使用、収益、土地請負経営権の移転、自主的な生産経営および生産物の処分等を挙げている。前述した土地請負経営権の内容に関する一般的な認識は、この農家が有する権利の一部を示したものにすぎない。

そして同法第22条において、「請負契約は成立の日から効力を生ずる。請負方は請負契約が効力を生じたときから土地請負経営権を取得する。」と規定される。

同条の土地請負経営権は言うまでもなく農家として有する権利を指しており、個人としての「土地を請け負う権利」は含まれていない。したがって同条の規定だけを見れば、土地請負経営権の内容として含むのは農家としての権利だけであり、個人としての「土地を請け負う権利」は含まれないのではないかと解釈できそうであるが、それでは逆に同法第6条等で規定された土地請負経営権の内容を理解できなくなるという矛盾が生じる。

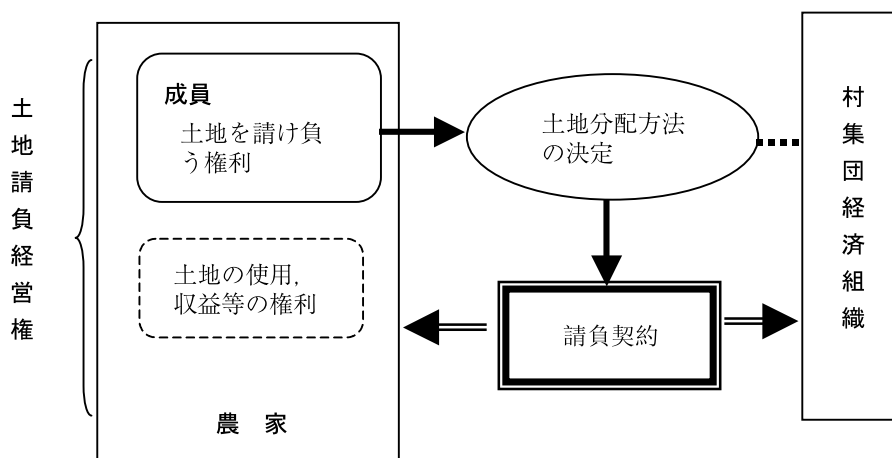
この問題については、次のように解することが最も現実的であり、かつ、合理的なものと考えられる。すなわち、土地請負経営権には個人としての「土地を請け負う権利」と農家の請負方としての権利の両方が含まれ、個人としての「土地を請け負う権利」は農家の請負方としての権利を実現させるための根拠となるものであるが、現実には個人ないし農家が経済的利益を享受できるのは請負契約を通して農家としての権利が具体化することによってであり、同法第22条はこの権利の具体化の要件と時期を明記したものであると。

このことを概念的に図示すれば第1図のとおりとなる。農家の構成員は集団経済組織の構成員として「土地を請け負う権利」を有している（同法第5条）。この「土地を請け負う権利」を具体化するためには各構成員に土地が分配される必要があ

るが、土地の分配方法の原則、手続きについては同法第2章第2節（第18条、第19条）に規定があり、これらの規定に基づく手続きを経て決定された土地分配方法によって各構成員に土地が分配される。土地が分配されるのは構成員に対してであって、農家ではない<sup>(4)</sup>。農家は、構成員（集団経済組織の構成員）に分配された農地をまとめて、請負方として集団経済組織と請負契約を締結し、土地の使用、収益等の農家としての権利を有することとなる。

ところで、個人としての「土地を請け負う権利」は、土地の所有主体である集団経済組織から一定の土地の分配を受けることによって実現するものであり、当該権利の実現を求める直接の相手方は集団経済組織ということになる。集団経済組織との間で当該権利の適正な実現が確保されなければ、土地請負制度の健全な運営は期待できず、土地請負経営権に関する紛争が多発することとなる。土地分配方法の原則および手続きに関する農村土地請負法第2章第2節の規定は、このような事情を念頭に置いたものである。

農村土地請負法では総則規定の中で、まず第5条として「土地を請け負う権利」が規定されていること、剥奪または不法に制限することが明文で禁止されていることなどから、「土地を請け負う権利」が農村土地請負法の中で農村土地請負制度の重要な部分として位置付けられていることは異論のないところであろう。



第1図 土地請負経営権概念図

資料：筆者作成。

また、貸手方（集団経済組織）による請負土地の回収の禁止（同法第26条）、請負土地の調整の禁止（同法第27条）等の規定は、規定上は請負方としての農家の権利を保護したものであるが、実質的には、集団経済組織による土地の取り上げを防止し、個人の「土地を請け負う権利」を保証したものと見ることができよう。不可侵性が規定されているのは同法第5条の規定に基づく「土地を請け負う権利」であり、これらの規定は「土地を請け負う権利」の不可侵性が反映されたものと解されるべきものである。

1の（3）で、農村土地請負法の立法目的は、農村の土地請負関係のさらなる安定化をめざしたものである旨述べたが、同法では、「土地を請け負う権利」の保証を土地請負関係の安定化のための本質的な手段としているのである。換言すれば、「土地を請け負う権利」は、農村土地請負法の体系の中で、土地請負経営権の本質的要素をなしているのである。

## （2）土地請負経営権の物権化

土地請負経営権を物権（用益物権）と解釈することは、現在、中国での通説的見解<sup>(5)</sup>と言ってよいであろう。

しかしながら、土地請負経営権が物権か債権かということについては、これまで議論が繰り返されてきたところであり、農村土地請負法が制定された現在においても、同法に土地請負経営権を物権とするという明文規定があるわけではなく、土地請負経営権が厳密な意味で法的に物権として解釈されるべきかどうかについては、依然として疑問がないわけではない。

土地請負経営権を物権とする主張（物権説）は、主として法的形式を論拠とする<sup>(6)</sup>。すなわち、土地請負経営権は民法第5章第1節に規定されているが同節の表題は「財産所有権及び財産所有権に關係する財産権」とされていること、土地管理法では第2章の第14条で土地請負経営権が規定されたが同章は「土地所有権及び使用権」を規定するものであることというものである。ただし、こうした法的形式を論拠とするだけでは、土地請負経営権が物権としての法的な実質を備えているのかという疑問に答えたことにはもちろんならな

い。物権説では、このほか、請負人は請け負った土地を法律および契約が規定する範囲で直接支配し利用する権利を有していること、土地請負経営権は排他性を備えた財産権であることを論拠としている<sup>(7)</sup>が、債権であっても土地の使用、収益はもちろん可能であり、排他性については農村での請負関係の現実を踏まえる必要があるなど、やはりこれだけでは十分に説得性があるとは言えないであろう。

一方、土地請負経営権を債権とする主張（債権説）は、主として法律関係の実態を論拠とするものであり、次の5点にまとめられる<sup>(8)</sup>。

- 一 土地請負経営権は生産量リンク請負制に關係しているもので独立した物権ではないこと。生産量リンク請負制は農村双層経営体制の構成部分であり、貸手方が土地請負経営権の目的物に相当の支配力を有していること。
- 二 請負人と土地所有者との關係は、請負契約に基づく契約關係であること。請負契約關係は、貸出人と請負人の内部關係であり、請負人は原則として農民すなわち村集団経済組織の成員に限られ、土地請負経営権の効力も土地所有者である村集団経済組織に対するものであって対世的なものではないこと。
- 三 土地請負経営権の譲渡条件から見れば、請負人は土地請負経営権を自主的に譲渡することができないこと。請負人が第三者に土地請負経営権を譲渡するには貸出人の同意が必要であり、この方式は債権の一般的な譲渡方式であること。
- 四 民法通則第80条第2項の規定によれば、土地請負経営権を設定できる土地は集団所有のものまたは国家所有で集団が使用しているものであり、集団が土地使用権を有している土地に土地請負経営権を設定することが可能とされているが、もし土地請負経営権が物権であるとすれば一つの農地に物権を重層的に設定することとなること。
- 五 土地請負経営権の転貸は法的に認められており、転借人の取得する権利も土地請負経営権であるが、もし転貸後の土地請負経営権が物権であるとすれば、前述したように一つの農地の上にさらに重層的に物権を設定するこ

ととなること。もし転貸後の土地請負経営権が債権であるとすれば、土地請負経営権に物権のものと債権のものと2種類が生じることとなること。

以上の議論は農村土地請負法の制定前になされていたものであるため、農村土地請負法の制定によって債権説が提起するこれらの論拠ないし疑問がどのように克服され、または解決されたのかを見ておくこととしたい。

まず、第一点について、生産量リンク請負という用語は1998年の憲法修正で家庭請負という用語に変更され<sup>(9)</sup>、農村土地請負法でも家庭請負として規定されているが、同法第1条では「家庭請負経営を基礎として全体と部分が結合する双層経営体制を安定させ、かつ、改善するために…本法を制定する。」と規定されており、土地請負経営権の基礎となる請負関係が双層経営体制の構成部分であるという位置付けは変わっていない。また、この双層経営体制を前提として貸出方である集団に請負方の土地利用に対する監督権限（同法第13条第2号）を認めるなど、貸手方が土地利用に関して請負方に対して優越的な地位にあり一定の影響力を有するものとなっている。

第二点については、農村土地請負法において、請負人の権利が具体的に規定されることによって、権利内容の明確化が図られたが、同法第2章の規定を見れば、貸出人と請負人の関係は権利の設定というよりも依然として請負契約に基づく契約関係が中心となっている。また、同法第14条で貸手方である集団経済組織が土地請負経営権を維持保護する義務を負っていることが規定されているように、土地請負経営権の効力は直接的には集団経済組織に対するものであることが前提とされている。

第三点について、土地請負経営権を譲渡、転貸できることは旧農業法第13条第2項の規定でも認められていたが、農村土地請負法では土地請負経営権の譲渡、転貸等に関する請負人の自主性を強調する（同法第34条）とともに、譲渡、転貸等の原則、方式等を詳細に規定している。したがって、同法の制定によって土地請負経営権の移転に関する請負人の権利の強化と明確化が図られたものと言えるが、土地請負経営権の譲渡につい

てはやはり貸出人の同意が必要（同法第37条）とされており、この枠組みは変わっていない。ただし、土地請負経営権の転貸等については貸出人に届出するだけでよいこと（同条）とされ、以前よりは要件が緩和されている。

第四点については、農村土地請負法においてもこのことについて直接触れるところがない。ただし、農民集団が使用権を有する国有地の上に土地請負経営権を設定し得ることは従来から民法通則第80条第2項で規定されているところであり、農村土地請負法もこの考え方は変わっていない。権利が重層化して複雑化することは確かに好ましいことではないが、物権であれば重層的な権利は認められないということではない<sup>(10)</sup>ので、重層的な物権の設定を認めるかどうかは立法政策上の問題とも言える。しかしながら、その場合には重層化している権利の内容、関係等が第三者にも明確に認識されるものでなければならない<sup>(11)</sup>。国有地に農民集団が有する使用権については民法通則第80条第1項に「国家所有の土地は、…法に則って集団所有制の組織が使用することを確定することができる。国家はその使用、収益する権利を保護する。使用組織は管理、保護、合理的利用の義務を負う。」と規定されている。農民集団の有する使用権が、当該土地の使用、収益権であることはそのとおりであるが、一方で合理的利用等の義務を負っており、それらの義務が使用、収益権をどの程度制約することになるのかは明確ではない。また、存続期間の定めもない。これらの事情は、農村土地請負法制定後も何ら変わっていないのである。

第五点については、第四点について述べた国有地の使用権と土地請負経営権に関することが基本的に妥当する。土地請負経営権の上にさらに重層的に土地請負経営権を設定することは法理論的に必ずしも排除されるものではないので立法政策上の問題であること、重層化する権利の内容、関係等が第三者にも明確である必要があることは全く同様である。このことについて、農村土地請負法は、土地請負経営権の交換〔互換〕<sup>(12)</sup>および譲渡については土地請負経営権の主体に変更があったものとして登記を対抗要件とし（同法第38条）、転貸およびリース〔租賃〕<sup>(13)</sup>についてはもとの土

地請負関係には変更がない（同法第39条）ものとして立法的解決を図っている。このことはすなわち、土地請負経営権の交換および譲渡は物権関係であり、転貸およびリースは債権関係である<sup>(14)</sup>と理解されているが、債権関係である賃貸借について登記が対抗要件とされることもあり<sup>(15)</sup>、このことだけをもって、土地請負経営権が物権としての実質を備えるようになったとは言えない。

以上みてきたとおり、農村土地請負法によって土地請負経営権の内容の明確化と権利の強化が一定程度図られたことは事実であるが、土地請負経営権が物権か債権かという議論については、債権説が主張している疑問が十分に解決されたわけでもなく、農村土地請負法の制定をもって土地請負経営権の物権か債権かの議論に決着がつけられたとはとても言えないであろう。農村土地請負法の制定によって土地請負経営権の法的性格が明らかに変化して物権的実質を備えるようになったというわけではないのである。

とりわけ、土地請負経営権が農村双層経営体制の構成要素として位置付けられ、その実質が基本的には村集団経済組織と農家との当事者間の内部関係であるという実態は現在でも全く変わっていない。特に、農村土地請負法では、「土地を請け負う権利」が土地請負経営権において本質的に重要な位置を占める構成となっていることを（1）で述べたが、この権利は集団経済組織に特定行為（土地分配）を要求する権利であって、まさに債権としての権利である。

それにもかかわらず、土地請負経営権を物権とみることが中国で通説的見解を占めているのは、土地請負経営権の実態よりも、土地請負経営権を強化するという政策的要請に重点が置かれているためと考えるほかはない。

1の（2）で述べたとおり、1984年1号文件以降、農家請負経営の安定化は中国農村政策の基礎とされており、第2期請負期に入ってから逐次の政策文件発出等により農村の請負関係に関する基本的考え方が示されるとともに、その安定化が図られてきた。

農村の請負関係に関する紛争の多くは、農家の土地に対する権利がはっきりせず、集団経済組織

の都合による土地の回収や変更が容易に行われていた<sup>(16)</sup>ことによるものである。このため、農村の請負関係の安定化のためには土地請負経営権を強化することが最も適切で効果的でもある。農村土地請負法の制定は、まさにこの考え方に基づいたものである。一方で、土地請負経営権の強化のためには物権的法律構成のほうが債権的法律構成よりもまさることは、中国の民法学会の一致した見方であった<sup>(17)</sup>。

土地請負経営権の物権化は、こうした政策的要請に即したものであり、法律上の規定もできるだけ物権としての形式を備えるよう努力がなされるときともに、権利の性格としても以上のような事情を背景としつつ物権として解釈がなされるようになっていってよいであろう。

しかしながら、土地請負経営権の権利内容がある程度成熟し、農村土地請負法が制定された現段階においても、土地請負経営権には物権かまたは債権かという議論では割り切れない多くの要素が含まれていることは以上述べてきたとおりであり、物権かまたは債権かという議論だけでは土地請負経営権の法的性格を十分に認識することはできない。土地請負経営権の内容を的確に把握するためには、やはり、中国農村の実情を踏まえつつ、土地請負経営権の実態がどのようなものであり、どのような法理が現実に適用されているのかを検討されねばならないのである。

注(1) 楊一介〔49, 127ページ〕は、「土地請負経営権はそれ自身の含意が理論的に不明晰であり、その法則も実践では不統一である」と述べている。

(2) 中国の農村には社区性の農民集団組織（村民であれば必然的に加入することとなる組織）として、通常、行政村であれば村民委員会（行政事務の実施）および村集団経済組織（経済的事務の実施）が設置されている。当該農民集団に財政的余裕がないときなどには集団経済組織が設置されていないことも多いが、そのときは村民委員会が村集団経済組織が実施すべき経済的業務を併せて行う。ここでの農村集団経済組織の意味は、村民委員会または村集団経済組織といった形式にかかわらず、当該農民集団内で経済的事務を実施している組織と解される。

(3) 胡康生〔17, 16ページ〕。

(4) このことは一般に「戸ごとに請け負い、人ごとに分配する〔按戸承包、按人分地。〕」と表現される（同上）。

(5) 我が国でも木間等〔20, 116ページ〕において、土

地請負経営権は用益物権のうちの使用权として紹介されており、特段の異論は見られない。

- (6) 陳甦〔6〕。楊一介〔49, 127 ページ〕。
- (7) 陳甦〔6〕。
- (8) 陳甦〔6〕。楊一介〔49, 127 ページ〕ほかににおいても、債権説の根拠として同趣旨の内容が紹介されており、この5点が代表的なものと考えてよいであろう。
- (9) 2の注(10)参照。
- (10) 一物一権主義は、「同一の目的物の上に一個の物権が存するときは、これと両立しない物権の並存することを許さない」(我妻〔41, 10 ページ〕)ということであって、重層的な物権の設定を許さないということではない。たとえば、同一の不動産の上に順位を異にする二個以上の抵当権を設定することは可能である(同)。
- (11) 「物権の排他性は、第三者に対する影響が大きいため、この性質を持たせるためには、物権の存在を表象する外形を必要とする」(我妻〔41, 11 ページ〕)。
- (12) 交換は、耕作上の便宜等を図るため、同一集団内の土地請負経営権において行うことが認められる(農村土地請負法第40条)。
- (13) リースは主として当該村集団経済組織以外の外部の者に対して行う貸出が想定されている(胡康生〔17, 90 ページ〕)。転貸が当該集団への義務の履行を含め請負契約の内容を基本的にそのまま移転するという態様をとることが多いのに対して、リースはまさに賃貸しであると理解することができるが、現実にはいろいろな態様があるようである。
- (14) 胡康生〔17, 97 ページ〕。
- (15) 我が国民法第605条。
- (16) 寥洪樂等〔24, 24 ページ〕によれば、調査した90の集団のうち88の集団がこれまでに大、小の土地調整を行っており、1集団当たりの調整回数は平均6.3回であったという。
- (17) 楊一介〔49, 129 ページ〕。

#### 4. 土地請負経営権の適用法理

##### (1) 農村の土地所有制

中国の土地所有制は旧ソ連法の影響を受けた社会主義的所有制を基本としており<sup>(1)</sup>、その基本的枠組みは経済が発展し私的経済活動が大きなウエイトを占めるようになった今日でもそのまま維持されている。

社会主義的所有制は、土地に代表される生産手段の社会主義的所有制度を基礎とするものであり、旧ソ連法ではこの社会主義的所有権の形態に国有財産と協同組合・コルホーズ財産とがあった。

国有財産は、すなわち、「全人民の財産であっ

て、全勤労者の集団たる社会全体に属する。この意味において、国有財産は、社会主義的所有権の最高の形態とみなされる」<sup>(2)</sup>ものである。

一方、協同組合・コルホーズの所有権は、「個人農および個人手工業者の個人的勤労財産の自由意志による共同化の結果として生れたものであって、その本質においては、国家所有権とおなじく、社会主義的所有権である」<sup>(3)</sup>と理解されている。

協同組合・コルホーズの所有権が社会主義的所有権とされる根拠としては、次の3点が挙げられる<sup>(4)</sup>。

- 一 勤労階級の指導と国家経済計画によって運営される社会主義団体(協同組合・コルホーズ)が、これを使用していること。
- 二 個人財産の社会化の結果として発生したこと。
- 三 他人を雇用することなく、すなわち人による人の搾取を排除して、組合員のみ勤労によって利用すること。

また、協同組合・コルホーズの所有権について、ソ連の立法および判例は次のような取扱いをしていた<sup>(5)</sup>。

- 一 個々の協同組合・コルホーズ財産の占有、使用および処分権は、これら協同組合・コルホーズにのみ属すること。何人もその同意なくしては協同組合・コルホーズ財産を処分、譲渡または担保に付することができないこと。

二 協同組合・コルホーズ財産の強制徴用は、法律に定めた場合のほかは許されないこと。

三 協同組合・コルホーズとの一切の財産関係は、いかなる場合にも代償を必要とし、協同組合・コルホーズは何人に対しても無償でその財産を譲渡する義務を負わないこと。

以上の協同組合・コルホーズの所有権に関する考え方は、現在の中国の集団所有の土地に関する考え方に基本的に引き継がれているものである。

中国の法制度では、現在、土地所有権の形態には国家所有と集団所有の二つの形態があり、都市の土地は国家所有で、農村の土地は原則として集団所有(憲法第10条)とされている。

中国で農村の土地が集団の所有とされるように

なったのは1950年代半ばの高級合作社<sup>(6)</sup>の設立以降のことである。1958年8月の中共中央政治局拡大会議における「農村に人民公社を設立する問題に関する決議」を経て、高級合作社は人民公社へと発展していくが、人民公社の設立によって農村の土地は人民公社の所有となる。高級合作社の規模はせいぜい村を範囲とする程度であったが、人民公社は郷または数郷を範囲とするものであり規模を大きく拡大している。このため、人民公社の内部には人民公社—生産大隊—生産隊の三つの縦系列の組織が設けられ、これらの組織がそれぞれの立場から土地を管理したため、人民公社の所有は三級所有と言われる。ただし、三級所有には混乱や非効率な面があったことから、紆余曲折を経て、1962年に三級所有においては生産隊を基礎とするということが確定された<sup>(7)</sup>。このことによって、生産隊は現地において共同作業による農業生産や各種の事業を実施し、土地を管理したのであるが、この体制は1970年代末の改革開放政策が開始されるまで継続し、現在の農村土地所有体制の基礎となる。

改革開放政策が開始されたのは1978年のことであるが、1978年3月に公布された憲法では、まだ人民公社による所有制が前提とされていた<sup>(8)</sup>。農村の土地が人民公社ではなく集団所有であると規定されるのは1982年12月に公布された憲法においてである。1982年憲法第10条第2項では、「農村及び都市郊外の土地は、法律の規定によって国家所有に属するもの以外は集団所有に属する」と規定され、この規定は現在まで改正されずそのままとなっている。

ところで、憲法上、農村の土地が集団所有であるとされたものの、集団とは具体的に何を示すかは明記されておらず、これに関する規定は後に法律に置かれることとなる。1987年1月1日に施行された民法通則第74条第2項では次のとおり規定する。

第七十四条第二項 集団所有の土地は法律によって村農民集団の所有に属するものとし、村農業生産合作社等の農業集団経済組織又は村民委員会が経営、管理する。既に郷（鎮）農民集団経済組織の所有に属するものは、郷（鎮）農民集団の所有に属するものとする事ができる。

同日付けで施行された旧土地管理法の第8条第1項は民法通則第74条第2項と一字一句違わない重複規定となっているが、旧土地管理法では第8条第2項として次の規定が付加されている。

第八条第二項 村農民集団の所有する土地で既に別々に村内の二つ以上の農業集団経済組織の所有に属しているものは、各当該農業集団経済組織の農民集団の所有に属するものとする事ができる。

さらに、1998年の土地管理法では、次のように規定が整理された。

第十条 農民集団所有の土地は法に別って村農民集団の所有に属するものは村集団経済組織又は村民委員会が経営、管理する。既に別々に村内の二つ以上の農村集団経済組織の農民集団の所有に属するものは村内の各当該農村集団経済組織又は村民小組が経営、管理する。既に郷（鎮）農民集団が所有するものは郷（鎮）農村集団経済組織が経営、管理する。

上記の規定によれば、中国の法制度上、農村の土地所有権の主体は実態的<sup>(9)</sup>には次の三者とされていることになる。そしてこれらはおおむね人民公社期の生産隊、生産大隊、公社に対応している。

- 一 村民小組
- 二 行政村<sup>(10)</sup>
- 三 郷（鎮）<sup>(11)</sup>

民法と旧土地管理法で異なる規定となった理由ははっきりしないが、同時施行であっても成立日は旧土地管理法のほうが遅い<sup>(12)</sup>ので、集団所有についてはもともと村農民集団の所有を原則として考えていた<sup>(13)</sup>ところ、現実の農村では村民小組による所有が多いことから、旧土地管理法ではそうした実態に配慮した規定が設けられることとなったことが考えられよう。

農村土地の現実の集団所有の主体は第1表に掲げるとおりである。村民小組は原則としてかつての生産隊が衣替えしたものであるが、人民公社時代の土地管理の実態を反映して、現在でも農村の土地所有の主体としては最も大きな割合を占めている。1987年から1997年にかけて村民小組の比率が減少し、その代わりに村民小組・行政村の共有という形態が増加しているが、これは村民小組

第1表 農村土地の集団所有の主体

	村民小組	行政村	村民小組・行政村の共有	その他
1987年	65%	34%	—	1%
1997年	44.9%	39.6%	14.7%	0.8%

資料：楊一介〔33, 44ページ〕。

注. 1987年は、農業部による1,200カ村に対する調査。

1997年は、全国農村固定観察点317カ村に対する調査。

が財政的事情等により土地を管理する組織としての実質を備えなくなり、行政村が村民小組の役割を肩代わりするケースも多い<sup>(14)</sup>という事情を反映したものである。ただし、村民小組の所有を性急に行政村に移し変えようとするのは、村民小組の構成員である農家の経営の安定や利益を害するおそれもあるので、1997年8月27日、中共中央弁公庁・國務院弁公庁「農村土地請負関係をさらに安定させ改善することに関する通知」において、「もとの生産隊の土地所有権の区域を勝手に変更して、全村の範囲内で平均して請け負うようにすることはできない」と規定して、一定の抑制を図っている。また、農村土地請負法では第12条に「村集団経済組織又は村民委員会による貸出しは、村内の各集団経済組織農民集団が所有する土地の所有権を改変することはできない」と規定され、その趣旨が引き継がれている。

中国農村の以上のような土地所有制度は、「かつて実施していた“三級所有、隊を基礎とする”という農民集団所有の土地の基本形式を継続維持する」<sup>(15)</sup>のものであると解されている。そして、このような農民集団による土地所有権は社会主義的所有権であるという理解も変わっていない。

旧ソ連法の協同組合・コルホーズの所有権が社会主義的所有権とされる根拠として3点を前述したが、この社会主義的所有権についての考え方は現在の中国の農村土地制度に基本的に適用されている。中国の農村土地制度が前述の3点にどのように対応しているかを示せば次のとおりである。

- 一 農民によって構成される農民集団が、国家が実施する農村土地請負経営制度（農村土地請負法第3条）にしたがって、土地を使用すること。
- 二 現在の農民集団による土地所有はかつての高級合作社の設立を基礎とするが、高級合作

社は農民の自由意志による合作化の結果として設立されたものと理解されていること<sup>(16)</sup>。

三 土地の使用は、原則として、当該農民集団の成員によってなされること（農村土地請負法第3条第2項、第15条）。

また、農民集団所有の土地は、土地請負後も土地所有権の性質は変わるものではなく、請負地の売買はできない（農村土地請負法第4条）と規定されているが、このことは農民集団所有の土地の最終的処分権は常に当該農民集団のみにあることを明記したものであり、このことも協同組合・コルホーズの所有権に関する取扱いと軌を一にしていると言ってよいであろう。

以上のとおり、土地請負経営権の基礎となる中国農村の土地所有制度は現在でも旧ソ連法の社会主義的所有制が基本的な法理となって構成されている。土地請負経営権はそうした社会主義的土地所有制の上に構築されるものであることから、請負人の権利の強化を図るための規定の整備であっても、常に上述したような社会主義的土地所有制の法理との調整ないし調和を図ることが必要とされる。このことは、土地請負経営権の内容についての重要な規定要因となるものであろう。

## （2）請負契約の当事者と土地分配、契約締結

農村土地の請負契約の当事者である貸手方は、農村土地請負法第12条で「農民集団所有の土地が法に則って村農民集団の所有に属するものは、村集団経済組織又は村民委員会が貸し出す。すでに別々に村内の二つ以上の農村集団経済組織の農民集団の所有に属しているものは村内の各当該農村集団経済組織又は村民小組が貸し出す。」<sup>(17)</sup>と規定されている。すなわち、行政村を区域とする土地所有は村民委員会または村集団経済組織が貸手方であり、村民小組の区域を区域とする土地所

有は村民小組または当該区域の集団経済組織が貸手方であって、それ以外の者が農村土地を貸し出すことは認められていない。ここで集団経済組織とは、村民委員会または村民小組を構成する農民集団の経済部門を担う組織であり、実態としては村民委員会または村民小組と同視できるものである。なお、農村の土地所有権の主体には郷（鎮）もあるが、貸手方としての資格は認められていない。これは、郷（鎮）人民政府は当該行政区域内の請負契約を管理する立場にあること（農村土地請負法第11条）、郷（鎮）所有の土地の比率が小さく、また通常は郷（鎮）人民政府が特定目的のために直接使用している実態にあることなどが考慮されたものと考えられる。

一方、請負方は「当該集団経済組織の農家」（同法第15条）である。

請負方である農家は、貸手方である集団経済組織の成員であるが、集団経済組織は程度の差はあるが一定の行政的権能<sup>(18)</sup>を有している組織であり、成員である農家に対して行政権力を行使する主体として臨む立場にある。したがって、貸手方の集団経済組織と請負方の農家とは、行政権限の行使について支配従属の関係にあり、対等の立場にあるわけではない。中国農村の土地請負は、国家が行うこととした農村土地請負制度（同法第3条）を、双層経営体制の下で具体的に実行するというものであり、自主的な土地利用というよりも政策の実施という側面を強く有している。

また、請負方である農家にとって、請負契約の相手方は、制度的に、当該農家の属する集団経済組織として特定されており、相手方を選択するというようなことはできない。一方で、貸手方である集団経済組織は、ある土地をどの農家にどのような条件で貸し出すかは自己の裁量で決められる立場にあるため、農家は実質的に極めて弱い立場に置かれていることとなる。

このような事情を背景として、特定の農家の権利が侵害されたり農家間での不公平が生じないように農村土地請負法では第18条として次のような規定が置かれている。

第十八条 土地請負は以下の原則に従うものとする。

(一) 規定に従って統一的に請負を行おうとすると

きは、当該集団経済組織の成員は法に則って平等に土地を請け負う権利を行使し、また、土地を請け負う権利を自主的に放棄できること。

(二) 民主的に協議し、公平合理的であること。

(三) 請負計画は、本法第12条の規定に基づき、法に則って当該集団経済組織の成員の村民会議で三分の二以上の成員又は三分の二以上の村民代表の同意を経る必要があること。

(四) 請負手続きが合法であること。

同規定に続いて、同法第19条では、請負計画の策定の手続きなどに関する具体的な規定が定められている。

土地請負契約締結の前提として実施される土地分配の際に適用されるこうした原則は、決して対等な私人間の契約締結に適用されるようなものではなく、中国農村の土地請負契約の当事者の特殊な関係を反映したものである。

農村土地請負法第7条には、農村土地の請負においては「公開、公平、公正の原則を堅持しなければならない」ことが規定されているが、同法第18条、第19条の規定はこの原則を具体化したものでもある。ここで公開とは土地請負の手続き、内容等が公開されていることであり、公平とは集団経済組織の成員が平等に権利を享有し行使することが確保されることであり、公正とは請負手続きが法に従って行われ貸手方（集団経済組織）がそれぞれの請負方（農家）を差別なく同等に扱うことであると解されている<sup>(19)</sup>。

これらの原則は、請負契約の一方の当事者である集団経済組織の行政機関としての優越性を前提とし、農家間の平等や権利を保護する観点から、集団経済組織の権限の行使に一定の制約を加えようというものであって、いわば特定の行政事務を実施するに当たっての原則という性格を有するものである。

第2表は、現実の農村でどのような原則にしたがって土地の分配が行われているかを示したものである。現実の農村での土地分配は、家族の人数に応じて分配する人数均等配分の方法によって行われる割合が圧倒的に大きく、特に第2期土地請負では80%を占めるようになっている。その他の方法とは、労働力数に応じて分配する方法、将来の予測人数に応じて分配する方法等である。

第2表 土地の分配方法

	組織総数	人数均等配分をした組織数	その他の方法によった組織数
第1期土地請負 (%)	104 (100)	74 (71)	30 (29)
第2期土地請負 (%)	96 (100)	77 (80)	19 (20)

資料：寥洪楽等〔15, 6～7ページ〕の記述から作成。

注. 組織数は調査した組織数。

第1期土地請負は、1984年前後に行われた請負期間を15年とする請負。

第2期土地請負は、1999年前後に行われた請負期間を30年とする請負。

同表によって、現実の土地分配では平等原則が極めて強く作用しているということがわかるであろう。しかもその基準は家族の人数という明確で単純なものであり、裁量や調整の余地は基本的にない<sup>(20)</sup>。土地請負経営権は農民の生存のための権利であり農村福利の性質を有する<sup>(21)</sup>ことから、何よりもまず「土地を請け負う権利」の平等な実現が重視され、現実的に優先されているのである。

以上のように、中国農村土地の請負契約の締結に際しては、農村土地請負法第7条で規定する公開、公平、公正の原則が適用されるが、その中でもとりわけ公平の原則すなわち平等原則が最も重視され現実的に重要な役割を担っている。そして、この平等原則の重視は、「土地を請け負う権利」の適正な実現のために、請負契約の一方の当事者として優越的地位を有する集団経済組織の恣意的な権限の行使を極力防止するという要請から生じているものである。

農村土地の請負契約の締結は、「平等な主体としての身分で請負契約の内容についての協議を行い、合意して整った協議を基礎に、請負経営契約の方式で双方の享受する権利および負担する義務を規定する」<sup>(22)</sup>ものとして一般的に説明されるが、ここで「平等な主体」とは法的主体としては別人格で平等のものというだけに理解されるべきものであり、現実的には当事者間の地位の特殊な関係から、対等な立場による契約の締結という原則が適用されているわけではない。すなわち、当事者が全く対等な取引主体であることを前提としたいわゆる契約自由の原則は、中国農村土地の請負契約の締結には直接にはあてはまらないのである。

平等原則の強い適用は、前述したように、農村

土地の請負契約の締結が特定の行政事務を実施するという性格を有することに由来するものであり、請負契約締結の行政的な性質を反映したものである。請負契約締結の際に適用されている法理は、自由に意思決定を行う主体を前提とした契約の法理ではなく、実質的には特定の行政関係进行处理するために必要とされる公平の原則なのである。

### (3) 請負契約の内容

農村土地の請負契約の締結に当たっては、貸手方と請負方が書面で請負契約を締結<sup>(23)</sup>するものとされ、当該請負契約には通常次に掲げる内容が含まれるべきものとされている（農村土地請負法第21条）。

- 一 貸手方、請負方の名称、貸手方責任者および請負方代表の姓名、住所
- 二 請負土地の名称、位置、面積、優劣等級
- 三 請負期限および開始終了時期
- 四 請負土地の用途
- 五 貸手方および請負方の権利および義務
- 六 違約責任

これらのうち、一から四までに掲げるものは、当事者、対象とする土地、請負時期等を特定するものであって、請負契約の基礎的事項を定めるものである。当事者および請負期間は法定（農村土地請負法第12条、第15条、第20条）されているため裁量の余地<sup>(24)</sup>はなく、また対象とする土地の分配については基本的に平等原則の下で行われることは前述のとおりである。また、請負土地の用途は農業<sup>(25)</sup>に限られている。

五の「貸手方および請負方の権利および義務」および六の「違約責任」の具体的内容は、李進钊〔23, 160ページ〕に添付されている「土地生

産経営請負契約模範例」(以下「模範例」という。)の規定によって見れば次のとおり<sup>(26)</sup>である。

#### 貸手方(甲方)の権利義務

- (1) 甲方は、乙方が国家が下達した作付計画、統一買付任務及び納税任務を完成させるのを監督する権利を有し、乙方を督促して集団に対する義務を完成させる権利を有する。
- (2) 国家が計画に従って農業生産に用いるために分配した化学肥料、農薬、優良品種及びその他の農業用物資について、甲方は請負土地の数量及び等級に応じて速やかに乙方に分配しなければならない。
- (3) 甲方は、集団の財務帳簿及び公積金、公益金、管理費の使用状況を定期的に公表するものとし、乙方の監督検査を受けなければならない。

#### 請負方(乙方)の権利義務

- (1) 乙方は国家が割り振って農業生産の発展のために用いる化学肥料、農薬、優良種子、貸付指標及びその他の農業物資を得る権利を有する。
- (2) 乙方は、上級から下達される作付計画を必ず完成させるという前提の下に、自分で作付経営を決定することができる。
- (3) 乙方は、土地の畝数に応じて割り振られた統一買付指標任務及び農業税上納の任務を完成させるものとし、毎年国家に売渡\_\_ \_\_斤、\_\_ \_\_斤、\_\_ \_\_斤、売渡時期は\_\_とする。毎年国家に上納する農業税は\_\_元、納税時期は\_\_とする。乙方は、毎年甲方に公積金\_\_元、公益金\_\_元、管理費\_\_元を納付するものとし、納付時期は毎年\_\_月\_\_日以前とする。乙方は、甲方が請け負った土地の畝数に応じて割り振った義務出役を完成させなければならない、又は義務出役の日数で換算した金額を納付しなければならない。
- (4) 乙方は甲方の同意を経て、自ら相手方を探して土地を転貸することができ、転貸請負方と協議することができる。土地転貸後、転貸請負戸は乙方が請け負っていた全ての統一買付任務及び農業税上納任務を承諾し、甲方に“三全”を納付すること及び義務出役任務を完成させることを承諾しなければならない。
- (5) 乙方に出生(計画生育規定に違背することはできない)、死亡、結婚転出、結婚転入があっても

請負土地は一般に変動しないが、規定に従って承諾した義務を調整するものとする。乙方が労働力の減少により土地の請負を継続できず、転貸しようとする者もないときは、甲方に請負土地の一部又は全部の返還を申し出ることができるものとし、甲方は別途統一的に調整する。乙方が国家、集団に対して承諾した義務は、相応に減少させ又は免除する。

- (6) 乙方は、請負土地の上の林木、排水灌漑、通電等の国家又は集団施設を保護する責任を有する。

#### 違約責任

- (1) 乙方が期日どおりに国家及び集団に対する義務を履行しないときは、引続き履行するものとするほか、遅延した項目の価値の\_\_%を甲方に違約金として賠償するものとする。乙方が依然として義務の履行を拒むときは、甲方は関係部門に処理を請求できるほか、乙方が請け負った土地を回収する権利を有する。
- (2) 乙方が請け負った土地を荒らしたときは、国家、集団に対する一切の義務を履行するほか、甲方は土地を回収する権利を有する。乙方が勝手に請け負った土地を売り出し又は賃貸したときは、甲方は売買及び賃貸関係の無効を宣言することができ、かつ、土地を回収することができる。乙方が請け負った土地の上に建物を建てたときは、甲方は乙方に撤去させる権利を有する。乙方が請負土地の上の樹木及び集団施設を毀損したときは、価格(毀損樹木を換算)に応じて賠償しなければならない。
- (3) 甲方が、国家が分配した化学肥料、農薬、優良品種、貸付指標及びその他の農業用物資を乙方に速やかに渡さないときは、その価値の\_\_%を乙に違約金として賠償し、かつ欠けた物資を予定数量どおり補填しなければならない。

この模範例は、農村土地請負法施行前のもの<sup>(27)</sup>であり、一部に現在では適用されていない制度<sup>(28)</sup>を前提とした規定も見られるが、当事者間の権利義務および違約責任に関する基本的内容は現在でも変わっていない<sup>(29)</sup>ため、請負契約の性格を考察するという観点からは不都合のあるものではない。

そこで、当事者間の権利義務等の内容から請負契約の性格を全体として検討する前に、模範例で

当事者の権利義務が具体的にどのように規定され、どのような特色を有しているかをひととおり見ておくこととしたい。

まず模範例の貸手方の権利義務を見ると、その(1)で、貸手方が請負契約によって請負方の負う義務の遂行を監督し督促する権限があることが規定されている。この規定は、請負契約の当事者が全く対等というのではなく、貸手方が契約の遂行について監督を行う優越的地位にあることを確認したものであるが、貸手方の優越的地位については農村土地請負法第13条にも反映されている。すなわち、同条第2号で貸手方に土地の合理的利用等について監督する権利が与えられ、また同条第4号では法律、行政法規に規定するその他の権利を貸手方は有する<sup>(30)</sup>こととなっている。特に同条第4号に掲げる法律、行政法規には、農業法、土地管理法等の土地およびその関係分野のあらゆる規定が含まれる<sup>(31)</sup>と解されており、政策の変更によって契約の実質的内容が変化する可能性もあり得るものとなっている。

模範例の貸手方権利義務の(2)は、統一と部分を結合(統分結合)させた双層経営の実施に係るものである。貸手方である村民委員会等は双層経営の「統一」の主体として「部分」である農家に各種の農業上のサービスを実施することとされており、この規定はそのことを具体的に記述したものである。また、同(3)は村民委員会等の財務が不透明でしばしば農家の不満を招く事態が発生していたことから、1998年4月18日付け中共中央弁公庁・國務院弁公庁「農村で一般的に村務公開および民主管理制度を實行することについての通知」等で村務公開についての指導がなされてきている<sup>(32)</sup>ので、こうした指導方針にしたがったものであろう。これらの貸手方権利義務(2)および(3)の規定は、契約に基づく義務というよりも、いずれも、本来、村民委員会等による行政事務の実施という性格を有するものである。

請負方権利義務の(1)は、双層経営における「統一」の主体としての村民委員会等の義務に対するもので、「部分」としての農家の権利を規定したものである。

同(2)は、請負農家の経営自主権を契約上明記したものである。なお、農村土地請負法では、

請負方の経営自主権については、貸手方の優越的地位を考慮して、貸手方に「請負方の生産経営自主権を尊重」する義務を負わせる規定(同法第14条第2号)を置いている。したがって、現在では、契約に経営自主権に関することを規定しなくても、請負方の経営自主権は保護されることとなっている。

請負方権利義務の(3)に規定されている内容は、請負方の義務の中心的な内容をなすものである。食糧の統一買付制度による国家への売渡義務は現在では制度的になくなってきている<sup>(33)</sup>が、国家への農業税の納付、村民委員会等への負担金(公積金等)の納付および出役義務は現在でも変わっていない。特に負担金の納付は、農業以外にこれといった産業のない農村地区にあっては村民委員会等の最も重要な財源であって、村民委員会等が行うこととされている行政事務を円滑に実施<sup>(34)</sup>するためにも負担金が確実に納付されることが必要とされる。したがって、農業税、負担金の納付等の義務は、本来、農家が公租公課として負担すべき公法上の義務であり、こうした公法上の義務が特定の土地の請負契約に関する義務という形で具体化されているものと見ることができる。

請負方権利義務の(4)は土地請負経営権の譲渡に関するもの<sup>(35)</sup>である。土地請負経営権の譲渡は旧農業法第13条第2項で認められていたが、契約上あらためて明記したものであろう。なお、農村土地請負法では、土地請負経営権に関する譲渡のほか、転貸等についての詳細な規定が設けられているので、現在では、契約に明記されなくても土地請負経営権の移転に関するそれらの規定が適用されることとなる。

請負方権利義務の(5)は、1の(3)で述べたとおり、「人が増えても土地は増やさず、人が減っても土地を減らさない〔増人不増地、減人不減地〕」という方針を具体的に規定したものである。この方針は、もちろん、請負関係を安定させるためのものであり、農村土地請負法第27条では請負期間は原則として請負土地の調整を行わないこととされている。また、請負土地の返還については、同法第29条で、請負方の自主的意思を前提として、返還をなし得ることが規定されてい

る。

請負方権利義務の（６）は、請負契約の実施に伴う付随的義務というべきものであり、農村土地請負法には規定がない。ここで国家または集団施設を「保護する責任」の範囲と程度がはっきりしないが、請負土地の上にある公的施設を損壊することなく適切に利用・維持する義務ということであろう。

模範例の違約責任の（１）は、請負方が義務を履行しないときの対応方法を規定したものである。ここでの義務は、請負方権利義務の（３）で規定されている義務が基本的に想定されているものと考えてよいであろう。請負方は、この義務を履行しなければならず、遅延したときはさらに一定の違約金を支払わなければならない。この違約金は、貸手方に損害があってもなくても支払う義務があるものであり、懲罰的色彩の強いものと言える。損害賠償よりも、まず、義務の履行が強く求められていることは、義務の内容が前述したように公租公課の支払という意味を有することからもうなずけよう。

ここで、請負方がそれでも義務を履行しないときは貸手方は関係部門に処理を請求できるとされているが、関係部門への処理については、農村土地請負法で調停、仲裁、起訴（同法第 51 条、第 52 条）の方法が定められたので、現在ではその方法によることとなろう。貸手方が関係部門に処理を請求できるとするこの規定は、その反対解釈として貸手方による自救行為<sup>(36)</sup>は認めないこととしているものと解することができる。

また、請負方が義務を履行しないときは土地を回収することができることとされているが、このことは、請負方への懲罰的意味合いとともに、中国農村の土地所有がもともと社会主義的所有の形態をとっており、集団による土地の有効利用が求められているという考えを背景にしたものであろう。なお、強制的な土地の回収は農村土地請負法では原則として禁止されるところとなっており、現在では、請負方に一部の義務の不履行があっても、貸手方による土地回収が権利の濫用になるような場合には無効になるものと考えられる。ただし、同法では、当事者の一方に義務の不履行があったときは契約法の規定にしたがって違約責任を負う

（同法第 56 条）と規定するのみで、義務の不履行の際に土地回収が可能かどうかなどの具体的な内容は規定されていない。

違約責任の（２）は、請負方が土地の保護、合理的利用等の義務に違反した場合の規定であるが、この場合においても国家、集団に対する義務をまず履行することが重視されている。

同（３）は、貸付方が双層経営の「統一」の主体としての義務を履行しない場合の規定であり、請負農家の経営の安定を確保し、双層経営の円滑な実施を図るためのものといえよう。

模範例で規定された当事者間の権利義務等の具体的内容は以上のとおりであるが、これらの検討で明らかのように、現実の請負契約では、土地請負経営権の権利の設定というよりも、農村土地に関する行政事務の具体的な実施という要素がほとんどを占めている。

また、請負契約の内容には、社会主義経済の下での経済契約に関する考え方が依然として色濃く反映していることが認められる。社会主義計画経済下における経済契約では、「現実履行の原則」が最も重視される。「現実履行の原則」とは、経済契約の履行は、契約の相手方に対する債務の履行義務を果たすだけでなく、経済契約が何よりも国家の経済計画を執行するための手段であるとの考えから国家に対する義務を果たすという意味を有している<sup>(37)</sup>ため、契約の現実的な履行が最も優先されるというものである。経済契約が実行されなければ国家経済計画も達成できなくなる。このため、経済契約では、双方とも現実履行の義務を負うとともに、債務不履行後、債務者は違約金を支払い、損害賠償をなしても債務の現実履行義務は免除されない<sup>(38)</sup>とされる。模範例の違約責任（１）は、この経済契約の考え方を最も端的に表したものであろう。なお、模範例では請負方の義務として国家への食糧売渡義務等が含まれているため、現実の履行を優先させるという規定は必然的なものであったとも考えられるが、食糧流通が大きく自由化され、経済の市場化が進められている現在においても、「現実履行の原則」は以前ほど切実なものではなくなっている<sup>(39)</sup>ものの、農村土地請負制度の健全な運営のためにはやはり契約内容の現実の履行が重視されると考えられる

のである。

この点に関して、中国農村の土地請負経営制度（双層経営体制）が、社会主義的土地所有を前提として国家が農村で実施する制度（農村土地請負法第3条）であり、そうした体制の中で請負農家が農業税、負担金の納付等の国家、集団への義務を負っており、当該義務をどのように果たすかが請負契約の重要な内容になっているという事情は現在でも変わってはいないことに留意しておく必要がある。

また、前述したように、請負契約の内容は行政事務の具体的な実施という側面が強く、請負農家の権利もそうした行政過程の中で具体的に実現される。その意味で、請負契約はまさに特定の行政を実施するに際しての行政主体と私人の間の契約であり、行政契約<sup>(40)</sup>の一種とみることができる。行政契約としての性格を有する請負契約では、当事者間の協議と合意が前提とされるものの、契約自由の原則がそのまま適用されるわけではなく、たとえば請負農家の義務である農業税、負担金の納付額等の決定についても一定の行政的要請に基づく対応が必要とされるのである。このことについては、経済事情の変化等により、農業税、負担金の納付額等を変更<sup>(41)</sup>する必要が生じたときも同様であろう。農業税等の額の決定はまさに行政事務そのものであり、その内容が行政契約として請負契約の中に盛り込まれているのである。

なお、行政契約においては、「行政が契約の手法を用いた場合には、その履行には私人と同様、訴えを提起し執行名義を取得するなど裁判所の助けを要する」<sup>(42)</sup>ものとされ、行政上の「許可」<sup>(43)</sup>とは異なり、行政の自力執行は原則として認められないと解されている。貸手方の自救行為については、上述のとおり模範例の違約責任の（1）の反対解釈によって認められていないと解されるところであり、また、農村土地請負法第4章に紛争解決の手続きが定められていることから、このことは中国の請負契約でも同様であると考えられる。

#### （4）土地請負経営権の移転

農村土地請負法では、請負農家の権利を強化し、土地請負経営権の物権化を進めるため、土地

請負経営権の移転に関する規定を充実させ、権利関係の明確化を図っている。土地請負経営権の移転は、農村労働力の多くが他産業に転出した都市近郊地域では不可避のものであり、適正規模の経営の実現にも必要と考えられているが、現実には土地請負関係の変更の強要等が横行するという弊害もあったため、土地請負経営権の移転の規範化が必要<sup>(44)</sup>と考えられていた。土地請負経営権の移転に関する規定の充実は、農村土地請負法の大きな特徴の一つである。

同法で規定されている土地請負経営権の移転の方式は、転貸、リース〔租賃〕、交換、譲渡またはその他の方式である（同法第37条）。その他の方式にはたとえば代耕（請負耕作）<sup>(45)</sup>、土地出資〔入股〕<sup>(46)</sup>が考えられよう。

これらの移転方式を法的効果の面から分類すれば、3の（2）で触れたように、土地請負経営権の主体に変更があったものとして登記を対抗要件とする方式（交換、譲渡。同法第38条。以下「譲渡方式」という。なお、土地出資ももとの土地請負関係の変更を伴うので譲渡方式に含める。）と、もとの土地請負関係には変更がないままで土地請負経営権の一部または全部を移転する方式（転貸、リース。同法第39条。以下「転貸方式」という。なお、代耕も転貸方式に含める。）とに分けられる。

譲渡方式のうちの譲渡には貸手方の同意が必要であり、転貸方式は貸手方の同意までは必要とせず貸手方に届出をするだけでよい（同法第37条）。なお、譲渡方式であっても交換は貸手方への届出だけでよいとされている（同条）が、これは同じ集団内の者が互いの合意の下に相手の請負契約の内容をそのまま引き継いで土地請負経営権を交換する（同法第40条）ものであるため、請負方の義務遂行能力等をチェックする必要性も考えられないため、簡易な方法が採用されたものと考えられる<sup>(47)</sup>。

土地請負経営権の移転は、請負方の自発的な自由意思によって行う（同法第34条）ことが基本とされる一方で、社会主義的土地所有制を前提として、土地請負経営権の移転によっても「土地所有権の性質及び土地の農業用途は変更できない」（第33条第2号）という規定が設けられている。

第3表 土地請負経営権の移転方式

土地請負経営権移転方式	湖北省 (%)	浙江省 (%)
代耕	9.7	23.5
リース	—	38.2
転貸	83.8	17.6
その他	6.5	20.7
計 (農家数)	100.0 (31)	100.0 (34)

資料：鐘張宝、汪萍（2003年）「農地流転過程中的農戸行為分析」『中国農村観察 2003. 6』。

注. 湖北省は、鐘祥市、宜城市における2001年の調査。  
浙江省は、紹興市における2001年の調査。

第4表 土地請負経営権移転先

土地請負経営権移転先	湖北省 (%)	浙江省
本組	100.0	31.3
本村外組	—	25.0
本郷外村	—	18.7
本県外郷	—	15.6
外県	—	3.1
計 (農家数)	100.0 (32)	100.0 (32)

資料：第3表に同じ。

第3表および第4表は、現実に土地請負経営権の移転がどのような方式で行われ、また移転先はどこかを示したものである。

湖北省は経済中等発達地区であり、一方、浙江省は経済発達地区であって、経済の発展程度の差異から農地流動化面積の農地総面積に占める比率（流動化比率）も両地区間で大きな差がある。すなわち、湖北省では流動化比率が低く土地請負経営権の移転は限られたものであるが、浙江省では流動化比率が比較的高く<sup>(48)</sup>土地請負経営権の移転もかなり活発に行われている。農地流動化の主要な要因はいずれにおいても農家における農業労働力の不足<sup>(49)</sup>である。

また、第3表の移転方式のうちの「その他」は、交換、土地出資、譲渡等であり、上記の移転方式の分類で譲渡方式に属するものはこの「その他」に含まれている。第4表の「組」は、農村土地の所有主体であり土地の貸手方でもある村民小組である。

土地請負経営権の移転方式としては、湖北省および浙江省においても、もとの土地請負関係を変更しない転貸方式が大多数を占めるが、その内訳

はかなり異なっている。

湖北省では転貸の比率が圧倒的に大きく、83.8%を占める。そして、土地請負経営権の移転先をみれば、転借人は全て同じ集団の中の者である。このことは、請負農家（転貸人）は、自己の集団に対する土地請負経営権を留保したまま、農業経営は集団内の他の者にまかせ、農業税や負担金の支払さらには義務労働も当該転借人に依頼するという実態が多いことを示している。転貸は、もとの土地請負関係には変更はないとされているものの、当該土地での農業経営そのものは転借人が行うこととなるので、集団への義務は当該転借人が果たすこととしていることが現実には多い<sup>(50)</sup>のである。

湖北省のように、農村部で他産業が少なく、集団の収入が基本的に請負農家からの負担金等に依存している地区では、請負農家の義務が確実に履行されることが重要である。特に義務労働の出役は他地区の者が行うことは困難である。湖北省での土地請負経営権の移転先が100%当該集団内となっているのはそのような事情を反映したのものであろう。土地請負経営権の移転に関する権利が

法制度的に強化されても、現実的には請負契約で規定される集団への義務によって、移転先の選定には一定の制約があるということになる。

湖北省での土地請負経営権の移転方式のうちの「その他」の内訳は詳らかではないが、湖北省では土地出資という形態はまず考えられないことから、交換か譲渡であろう。請負土地は農民にとって最終的な生活保障と考えられており<sup>(51)</sup>、特に他に就業先の少ない農村部にとっては請負土地の確保は切実な問題である。したがって、土地請負経営権の譲渡は例外的な場合に限られ、譲渡方式を採用するとしても多くは交換の方式がとられるものと考えられる。

なお、請負農家は転貸をすることによって一定の転貸料を得ることが可能<sup>(52)</sup>である。これは、転貸によって土地の利用、収益を他人にまかせても当該土地に対する土地請負経営権を請負農家(転貸人)が有していることの当然の効果でもあるが、ここでの土地請負経営権は実質的には「土地を請け負う権利」であると言うべきであろう。「土地を請け負う権利」は、3の(2)で述べたように、集団から一定面積の土地の配分を受ける権利であり、集団の成員である以上、常に集団内の一定面積の土地については潜在的な権利を有しているものと考えられ、その権利については土地の現実の利用状況には直接の影響を受けない。換言すれば、農家は、当該土地の利用、収益は他人にまかせても、「土地を請け負う権利」は確保しておこうとする<sup>(53)</sup>のである。このことは、前述のように、請負土地の確保が農村での農家生活の最終的な保障と考えられている現状では必然的なものといえよう。

他方、浙江省では、土地請負経営権の移転方式で最も大きな比率を占めるのは転貸方式のうちのリースであり、次いで代耕である。両者を合わせると6割を超える。湖北省では圧倒的な比率を占めていた転貸は17.6%と少ない。

このことは、浙江省での土地請負経営権の移転先を考慮すれば理解が可能となろう。すなわち、浙江省では経済の発展とともに農村労働力の流出や他産業への転換が進んでいるため、同一集団内では農地の借手が不足する状況となっている。このため、農地を同一集団内の者に貸している農家

の割合は3割余りとどまり、7割近くの農家が集団外の者に農地を貸し出すという状況になっている。集団外の者に貸すときは、請負契約の内容をそのまま転借人に移転して集団への義務の履行も併せて依頼するような転貸という方式はとりにくい。いきおい集団への義務とは直接に関係しないリース<sup>(54)</sup>、代耕という方式で農地を貸し出すこととなるのである。

土地請負経営権の移転先は、村内の他の集団だけでなく、郷内他村、県内他郷、さらには県外と幅広い。このことは、農家が自主的に各地から借手を捜している状況を示すものであり、土地請負経営権が強化されていることの表れと見てよいであろう。

ただし、その一方で、浙江省においても譲渡方式による土地請負経営権の移転は少ないという事実には留意する必要がある。浙江省の土地請負経営権の移転方式のうち、「その他」は20.7%であるが、浙江省紹興市では「反租倒包」による移転が全移転面積の中で相当の割合<sup>(55)</sup>を占めている。「反租倒包」は、たとえば集団内の一部または全部の請負土地を集団にいったん戻し、それらをまとめて農業公司等にあらためて貸し出すというものであり、農業労働力が不足している都市近郊地域でとられている方式であるが、農家は請負土地を戻しても一定の持分を有しており、持分に応じて収益の配分を受けることが可能である<sup>(56)</sup>。すなわち、「反租倒包」は、譲渡方式の一つではあるが、農民の「土地を請け負う権利」が留保されたものということができよう。浙江省においても、「土地を請け負う権利」までも放棄することとなる譲渡はごく少ないと考えられるのである。

土地請負経営権の譲渡が少ない理由としては、主なものとして次の二つが考えられよう。

一つは、「土地を請け負う権利」を留保しておくことによって一定の収入を得ることができるとともに万一のときの生活の保障として考えられるという当該農家にとっての利益である。転貸方式による移転はもちろん、「反租倒包」ないし土地出資であっても「土地を請け負う権利」は放棄されていない。

もう一つは、土地請負経営権の譲渡の相手方は、実質的に同一集団内の者に限られるという制

度的要因である。譲渡を受けた者は請負契約で定められた集団への義務を引き継ぐこととなるため、集団外の者は不相当であり、集団もそのような譲渡には同意しにくいということになる。また、そのように譲渡先が限定されていれば、譲渡側が思うような対価で譲渡することは難しい。

土地請負経営権の譲渡が少ないのは、このように、主に「土地を請け負う権利」に対する農民の執着、土地請負契約の内容ないし性格からの制約といった要因によるものであり、中国農村の土地請負制度の特殊性が反映しているものと考えてよいであろう。

以上、湖北省および浙江省の土地請負経営権の移転の実態を検討してきたが、経済の発展段階に応じて両地区での発現の差異はあるものの、いずれにおいても、そのあり方は中国農村の社会主義的土地所有制から導き出される農村土地の管理体制によって直接影響を受けており、それを超えるものではない。

湖北省では、もともと土地請負経営権の移転は多くないが、移転が見られるとしてもその全てが同一集団内での移転であり、また移転方式としては転貸が圧倒的な比率を占めていた。このことはまさに土地の集団所有を基礎とした双層経営体制の枠の中で土地所有権の移転が行われているということでもある。

浙江省においては、土地請負経営権の移転がかなり活発に行われるようになり、移転方式や移転先も多様化しているが、集団外の者への移転は集団への義務とは関係のないリース、代耕方式をとるよりなく、また、譲渡は現実的には大きく制約されているなど、結局は土地の集団所有による土地管理体制の問題に帰着せざるを得ない。譲渡の現実的制約が、単に経済的要因によるものだけではなく、農村土地管理の制度的要因にも起因するものであることには十分な留意が必要である。

このように、農村土地請負法では土地請負経営権の移転に関する規定の充実によって権利の強化が図られてはいるものの、土地請負経営権の移転が全く自由にできるようになったというわけではなく、物権としての法理が適用される場面は現状ではごく限定されたものである<sup>(57)</sup>。土地請負経営権は、中国農村の土地管理体制に基づく一定の

制約の下にあるのであり、「物権は、純粋に物的支配として、他の法律関係と峻別され」<sup>(58)</sup>という物権の一般的な法理は、現段階においても土地請負経営権には直接には適用されていないと言わざるを得ない。

以上述べてきたとおり、中国の土地請負経営権は、農村での社会主義的土地所有制を基礎とし、その基礎の上に立った土地制度の運営ないし行政的関係を処理するための法理が、農村土地請負法が制定された現在でも基本的に適用されている。一方で、通説の見解では、土地請負経営権は物権として理解されているが、前述のとおり、物権としての法理が適用される場面は現実的にはごく限られているのである。

注(1) 木間等 [12, 113 ページ], 楊一介 [33, 77 ページ] ほか。

(2) 胡麻本 [5, 25 ページ]。

(3) 同上。

(4) 胡麻本 [5, 26 ページ]。

(5) 同上。

(6) それ以前の初級合作社が依然として土地は農民個人の所有としていたのに対して高級合作社は土地を集団所有とした。高級合作社はソ連のコルホーズがモデルにされたとされ、農業の社会主義化を基本的に実現したものとして「社会主義的性質」の合作社と言われる。

(7) 1962年2月中共中央「農村人民公社の基本採算単位を変更する問題についての指示」。

(8) 1978年憲法第7条では、「農村人民公社経済は社会主義労働群集集団所有制経済であり、現在では一般に公社、生産大隊、生産隊の三級所有を実施し、生産隊を基本採算単位とする。」と規定されている。

(9) 地区性の集団経済組織は、当該地区の行政組織と必然的に構成員も共通しており、実質的に表裏一体の関係にあって、同一視しても実態的には差し支えないものである。

(10) 中国では、村民委員会が設置されている村を一般的に行政村と呼称している。

(11) 農村土地請負法第12条では、郷(鎮)は請負契約の貸手方とされていないことには注意を要する。

(12) 民法通則の成立は1986年4月12日、旧土地管理法の成立は1986年6月25日。

(13) 1986年9月26日、中共中央・國務院「農村基層建設業務を強化することについての通知」では、村民委員会の機能の健全化が重視されていた。また、1987年11月24日に村民委員会組織法(試行)が成立しており、行政村が中国農村組織の基本として位置付けられていることが伺える。

- (14) 胡康生 [17, 35 ページ]。
- (15) 卞耀武 [1, 66 ページ]。
- (16) 方向新 [10, 21 ページ]。
- (17) 同上第2項では「国家所有で法に則って農民集団が使用する農村土地は、当該土地を使用する農村集団経済組織、村民委員会又は村民小組が貸し出す。」と規定するが、貸出方と請負方の関係は集団所有の土地と同じなのでここでは省略した。
- (18) 農民集団のうち村民委員会は農村の自治組織であり、一定の行政的権能を有する（村民委員会組織法第2条。同法第5条第3項では土地の管理を村民委員会の行う事務の一つとして規定している。）。村民小組の設置は村民委員会組織法第10条に根拠規定が置かれ、直接自治権を行使する機関であるとされている（張春生 [51, 32 ページ]）。なお、それぞれの集団経済組織は成員から各種費用の徴収を行う等の経済部門を担当しているが、これらは村民委員会等の行う事務と表裏一体の関係をなすものであり、やはり一定の行政権限を行使する機関としてよいであろう。
- (19) 胡康生 [17, 18 ページ]。
- (20) 女性が結婚して家族員でなくなったとき等については、女性の土地請負経営権の保護を図る観点から、農村土地請負法第30条に所要の規定がなされている。
- (21) 胡康生 [17, 89 ページ]。
- (22) 胡宝海等 [15, 151 ページ]。
- (23) 契約法第10条では、契約には書面形式、口頭形式およびその他の形式があり、法律、行政法規で書面形式を採用することが規定されているものは、書面形式を採用すべきものとされている。なお、農村の現実では、これまで書面で請負契約を締結していなかった場合が多く（廖洪榮等 [24, 12 ページ]）、請負内容の不明確性の要因となっていた。
- (24) 農村土地請負法第20条では耕地の請負期間は30年と定め、裁量の余地を認めていない。ただし、草地（30～50年）および林地（30～70年）については幅のある規定となっている。
- (25) 胡康生 [17, 63 ページ]。なお、ここで「農業」とは農業法の規定に基づき、耕種業、林業、畜牧業および漁業をいう。
- (26) 同模範例の規定のうち、貸手方および請負方の権利義務、違約責任に関する規定について様式を一部修正の上抜粋した。
- (27) 李進刊 [23] の初版は2000年3月である。
- (28) 食糧の統一買付制度は現在では実施されていない。現在、食糧流通は「食糧流通管理条例」（2004年6月4日国务院）にしたがって行われており、食糧買付業務も大きく自由化されている。
- (29) 楊一介 [49, 109 ページ] に1999年7月に雲南省某県で作成された請負契約の事例が紹介されているが、基本的な規定内容は共通している。また、農村土地請負法が施行されても、それに伴って契約を作成し直すような指導はなされていないので、第2期請負期の契約更新時に締結された契約が一般的には現在でもそのまま用いられているものと考えられる。
- (30) 同旨の規定は請負方にもある（農村土地請負法第13条第3号）。
- (31) 胡康生 [17, 37 ページ]。
- (32) 村民委員会組織法第22条にも村務公開に関する規定が設けられた。
- (33) 本注(28)を参照。ただし、国有食糧企業への食糧売渡は、現在でも依然として農家の重要な任務であると考えられている。
- (34) これらの事務の実施については、一方で、模範例の貸手方権利義務（3）にあるように村務の公開が図られている。
- (35) 請負方権利義務（4）の規定中、「公定価格で生活用食糧を購入することができる」とあるのは、食糧の統一買付制度が実施されていた時期には、農家であっても、食糧を生産していない農家は、国から食糧の配給を受けて公定価格で購入する必要があったことを前提としたものであろう。また、「三全」については定義がないが、前後の関係から公積金、公益金、管理費のことを指すものと考えられる。
- (36) 村民委員会等は行政機関でもあるので、農家に対して負担金を課すなど、一定の行政的権限を行使することが可能である。ただし、村民委員会等による農家からの負担金等の徴収は無規範で過重になることも多く、いわゆる農民負担問題は現在の中国農村の大きな課題となっている。
- (37) 王晨 [42, 21 ページ]。
- (38) 王晨 [42, 14 ページ]。
- (39) 1999年に施行された契約法では、現実履行の原則は採用されていない。また、契約法の施行と同時に、経済契約法等が廃止された。
- (40) 行政契約は、行政主体と私人の間の契約を言い、行政契約には契約自由の原則が妥当せず、解除権が制限されるなど、何らかの点で民商法上の契約とは異なる性格を有するものととらえられているが、その具体的範囲、法的性質の理論づけについてはまだ定説がないとされる（『法律学小辞典第3版』（有斐閣））。
- (41) 農村土地請負法第24条では契約変更に関することは直接には触れられていないが、契約法の規定に基づいて契約の変更がなされ得るものと解釈されている（胡康生 [17, 68 ページ]）。
- (42) 大橋 [34, 214 ページ]。
- (43) 中国農村の土地請負は、もともと行政法上の「許可」としての要素が強く、そうした法構成とすることも理論的には可能である。その際には、負担金の納付等の各種の契約条件は、行政行為の付款として位置付けられることとなろう。

- (44) 土地の流動化の適正化については、2001年12月30日付け中共中央「農家請負地使用権の移転業務を適切に行うことに関する通知」、2002年5月28日付け農家部「中共中央『農家請負地使用権の移転業務を適切に行うことに関する通知』を貫徹実施することに関する通知」等で、これまでも逐次、必要な指導がなされてきた。
- (45) 代耕については、農村土地請負法第39条第2項に「請負方は土地を他人に代耕させる期間が1年を超えないときは、書面による契約を締結しないことができる。」という規定があり、土地請負経営権の移転の方式として想定されている。
- (46) 土地出資は地区内の農家が請負土地を農業会社に出資することを基本とした方式であり、股分制（「股分」とは出資の単位であり、一般的に日本での株式に当たる。ここでは請負土地に対する農家の権利が出資の対象とされ股分として換算される。）、「股分合作制」と言われる各種の方式がある。経済発達地区で見られる方式であり、浙江省にもその例は多い。農村土地請負法第42条に土地出資を認める規定がある。
- (47) 貸手方への届出の要否について、土地出資〔入股〕が同法第37条の「その他の方式」に含まれるのであれば、土地出資も貸手方に届け出ることが必要とされていることになるが、土地の出資先となる農業会社は通常貸手方でもある集団経済組織が設立し、または運営していることから、現実的には届出の意味がなく、本条の対象としては想定されていないと考えてもよいであろう。
- (48) 鐘張宝等〔55〕によれば湖北省鐘祥市、宜城市の流動化比率はそれぞれ1.1%、7%（原資料：荆門市統計年鑑2001（未発表）、中共宜城市委、宜城市人民政府「推行土地流転経営、促進農業結構調整」（内部交流資料）。なお、宜城市の流動化比率が高いのは同市が実施した農業構造調整の施策と関連。）である。また、浙江省紹興市の流動化比率は21.7%（原資料：浙江省農業和農村工作办公室、浙江省農村發展研究中心「農村改革与發展」2002年第3期（内部交流資料））である。
- (49) 鐘張宝等〔55〕によれば、農地流動化の理由のうち「自家労力の不足」および「労働力の他出」を理由とするものは、湖北省では合わせて96.3%、浙江省では合わせて48.4%である。なお、浙江省では農地流動化の理由として「農業が割に合わない」とするものが38.7%を占めている。湖北省では農家家計の農業への依存率が高く農業労働力がないという切実な理由がなければ農地を貸し出さないが、浙江省では何らかの農業外の収入（中国統計年鑑2004年によれば、浙江省の2003年の一人当たり農民純収入は5,389元であるが、そのうち約半分の2,575元が賃金収入である。）がありあえて農業に従事しなくても生活には困らない農家が増加しているようすが窺える。
- (50) 寥洪楽等〔24, 64ページ〕によれば、調査農家のうち、転借人が農業税、各種負担金、義務労働を負担している比率はそれぞれ63.1%、56.73%、48.57%である。なお、法的には、それらの義務を転借人が集団に対して直接に履行しない場合には、最終的には請負農家（転貸人）が履行義務を負っているということになる。
- (51) 胡康生〔17, 90ページ〕。
- (52) このことについて、法院1986年意見には、転貸が利益をあさるものであるときはもとの請負契約を無効とする旨の規定があった。
- (53) たとえば、子供が小さいときには「土地を請け負う権利」によって一定面積の農地が配分されていても家族内に農業労働力がないときは当該土地を転貸することとなろう。転貸料がわずかで実質的に子供が労働力となるまでの間預かってもらっているだけという態様も想定されるが、その場合にはまさに「土地を請け負う権利」が確保されているのである。
- (54) リース〔租賃〕については農村土地請負法でも定義規定は置かれていないが、転貸との差異については3の注〔13〕を参照されたい。
- (55) 鐘張宝等〔55〕によれば、紹興市の農地の全移転面積のうち、「反租倒包」によるものが26.2%を占めるという。
- (56) この意味で、「反租倒包」は、呼び方が違うだけで、土地出資と実質的に同様の効果を有するものである。
- (57) 土地請負経営権の譲渡には貸手方の同意が必要とされているため、二重譲渡といった問題も現実的には起こりにくい。
- (58) 我妻〔41, 5ページ〕。

## 5. おわりに

### (1) 本稿のまとめ

本稿では、最初に設定した、①土地請負制度の変遷過程の再整理、②土地請負経営権の法的内容の明確化、③土地請負経営権の適用法理の解明という課題に即して、順次検討し論述してきたが、その内容をごく簡単にまとめれば次のとおりである。

#### ア 土地請負制度の変遷過程の再整理

土地請負制度の変遷については、形成期（1978～1983年）、第1期請負期（1984～1992年）、第2期請負期（1993年～現在）の3期に区分して再整理した。

形成期は、人民公社体制から、紆余曲折を経て、農家請負経営が全国的に普及する過程であ

るが、請負期間、請負農家の権利等の制度的枠組みについては十分に確立されたものがなく、法的な整備もなされていなかった。

第1期請負期は、請負期間が15年以上とされ、請負期間の長期化等によって農家請負経営の本格的な定着化が図られることとなった時期である。この時期は、請負契約に関する紛争の全国的な多発という事態を踏まえ、法院1986年意見が発出されるとともに、民法通則および旧土地管理法の制定によって土地請負経営権が法的保護を受けることが初めて明記された。ただし、法的規定はごく簡単なもので、土地請負経営権の具体的内容等に関する規定もなく、不十分なものであった。

第2期請負期では、土地の請負期間を30年延長することとされ、請負関係のさらなる安定化と強化が図られるとともに、法的整備も一応の完成を見る。1993年の旧農業法では最小限のものではあるが権利内容についての規定がなされ、1998年の土地管理法では土地請負関係の調整に関する手続きが規定される。これらはいずれも土地請負経営権の強化に資するものであったが、さらにこれらの規定や現実の土地請負の動向等を踏まえ、2002年に農村土地請負法が制定され、土地請負経営権についての総合的な法的整備がなされることとなる。

このように、土地請負制度の変遷は一貫して農家請負経営の安定化を図るために土地請負経営権を強化する方向で推移し、第1請負期および第2期請負期にそれぞれその時期に応じた法的手当がなされてきた。農村土地請負法の規定内容は、その意味で、土地請負経営権の強化に関する現時点での到達段階と言えるのである。

#### イ 土地請負経営権の法的内容の明確化

土地請負経営権の概念はこれまで必ずしも明確ではなかったが、土地請負経営権には個人としての「土地を請け負う権利」と農家の請負方としての権利の両方が含まれることを明らかにした。ここで個人としての「土地を請け負う権利」とは集団経済組織の成員として集団に土地の分配を請求することができる権利である。一方、農家の請負方としての権利とは、請負契約の当事者である農家が請負土地について現実に

使用、収益等を行うことができる権利である。個人としての「土地を請け負う権利」は、農家の請負方としての権利の実現のための根拠となるものであり、農村土地請負制度の本質的要素をなすものである。

また、土地請負経営権を物権として理解することは、現在では通説的見解となっているが、土地請負経営権の物権化は、土地請負経営権の強化という政策的要請に基づいたものという側面が強いものと考えられる。土地請負経営権が物権か債権かという議論には決着が着けられているわけではなく、農村土地請負法の規定も債権説の論拠を克服するようなものとはなっていない。すなわち、農村土地請負法の制定によって、土地請負経営権の法的性格が直ちに変わったというものではないのである。

#### ウ 土地請負経営権の適用法理の解明

中国農村の土地所有制は、現在でも、1950年代の農業合作化および土地公有化によってもたらされた体制を基礎としている。農村土地の集団所有の主体は、大多数が村民小組または行政村であるが、これらの多くはそれぞれ人民公社期の生産隊または生産大隊の土地所有を引き継いでいる。すなわち、中国農村の土地所有制は現在でも旧ソ連法の社会主義的所有制を基本的法理としている。土地請負経営権はそうした社会主義的土地所有制の上に構築されるものであり、土地請負経営権の内容についても社会主義的土地所有制の法理との調整が必要とされるのである。

請負契約の当事者は貸手方である集団と請負方である農家であるが、両者は行政権限の行使について支配従属の関係にあり、対等の立場にあるわけではない。また、中国農村の土地請負は双層経営体制の下での政策実施という面を有している。このため、請負契約締結に際しての前提となる土地分配については平等原則が何よりも重視されるなど、請負契約締結の際に適用される法理は、対等な取引主体を前提とした契約自由の原則ではなく、特定の行政関係を処理するために必要とされる公平の原則が妥当するものとなっている。

請負契約の内容については、土地請負経営権

の権利の設定というよりも、農村土地に関する行政事務の具体的な実施という要素がほとんどを占めている。特に、農業税、負担金の納付等、請負農家が負う国家、集団への具体的な義務の内容が請負契約で規定され、当該義務の履行が重視される。請負契約は、特定の行政事務を契約という形式で実施するという内容になっており、行政契約の一種と見ることができる。契約内容については、契約自由の原則がそのまま適用されるわけではなく、行政的要請に基づく対応がなされることとなるのである。

農村土地請負法では、土地請負経営権の移転に関する規定の充実によって、土地請負経営権の強化が図られている。しかしながら、農村部での土地所有権の移転は実質的に同一集団内での移転に限られ、土地の集団所有を基礎とした双層経営体制の枠の中のものとなっている。また、一部の経済発達地区では、土地請負経営権の移転が集団外の者にも行われるようになるなど、移転方式や移転先が多様化しているが、現実的には土地請負経営権の譲渡が大きく制約されているなど、結局は土地の集団所有による土地管理体制の制約下にある。

以上のように、中国の土地請負経営権は、物権として理解されているものの、現実に適用されている法理は、主として社会主義的土地所有制を基礎とした土地制度の運営ないしは行政的關係に関するものとなっている。土地請負経営権の物権化を進めるため、農村土地請負法では土地請負経営権の譲渡には登記を対抗要件とするなどの規定の整備がなされてはいるが、土地管理体制の制約の下で譲渡がほとんどなされない状況では、物権としての法理が適用される場面は現状ではごく限定されたものであると考えられるのである。

## (2) 今後の課題

本稿では、主として土地請負経営権の実体面に焦点を当てながら、その法的内容、適用法理等を明らかにしてきた。しかしながら、土地請負経営権については、行政機関による請負契約の廃止等が行政不服審査の対象となっていること（行政不服審査法第6条第6号）、一定の要件に該当する

ときは村民の半数以上で集団を被告として請負契約の効力の確認を求める訴訟を提起できること（法院1999年規定第2条）など、訴訟手続面でも特殊な取扱いがなされている。今後、これらの手続きを利用した裁判事例ないし法院の判断が明らかにされるものと考えられるので、それらを踏まえて土地請負経営権の法的性格等のよりの確な把握に努めていきたいと考えている。

また、土地請負経営権は今後とも農村での現実の運用の中でその内容を変化させていく可能性を有している権利である。中国の農村組織、土地制度、農業経営、農村政策の動向等は土地請負経営権の内容に、直接間接の影響を及ぼすものであり、これらの動きにも十分な注意を払っていく必要があるものと考えている。

## 〔引用・参考文献〕

- 〔1〕 卞耀武主編（1998）『中華人民共和國土地管理法 積義』、法律出版社。
- 〔2〕 常鵬翔編著（2002）『物権法典型判例研究』、人民法院出版社。
- 〔3〕 車裕斌、張安録（2004）「中国農地産権的利益集団及其形成」『農業経済問題 2004-2』、22～25 ページ。
- 〔4〕 陳華彬（2004）『物権法』、法律出版社。
- 〔5〕 陳貴民（2004）『現代行政法的基本理念』、山東人民出版社。
- 〔6〕 陳魁（1996）「土地承包經營權物権化与農地使用權制度的確立」『中国法学 1996 年第 3 期』、86～93 ページ。
- 〔7〕 長友昭（2004）「中国における農村土地請負経営権の生成過程」『早稲田大学大学院法研論集第 111 号』、(181～206 ページ)。
- 〔8〕 崔建遠（2004）『土地上的權利群研究』、法律出版社。
- 〔9〕 丁関良（2001）『中国農村法治基本問題研究』、中国農業出版社。
- 〔10〕 方向新（1998）『農村變遷論』、湖南人民出版社。
- 〔11〕 方昕、董安生、相自成、董皞、覃桂生、任志寬（1990）『行政法総論』、人民出版社。
- 〔12〕 高富平（2001）『土地使用權和用益物権—我国不動產物権体系研究』、法律出版社。

- [13] 郭潔 (2002)『土地資源保護与民事立法研究』, 法律出版社。
- [14] 胡麻本葛一 (1949)『ソヴェト民法および労働法』, 法律文化社。
- [15] 胡宝海, 王曉君 (1999)『民法上の人』, 中国社会科学出版社。
- [16] 胡光志, 汪世虎 (1999)『公民的債權』, 中国社会科学出版社。
- [17] 胡康生主編 (2002)『中華人民共和国農村土地承包法積義』, 法律出版社。
- [18] 賈生華, 田伝浩, 張宏斌 (2003)「農地租賃市場与農業規模經營」『中国農業觀察 2003-1』, 37 ~ 45 ページ。
- [19] 蔣碧昆主編 (1994)『憲法学』, 中国政法大学出版社。
- [20] 木間正道, 鈴木賢, 高見澤磨 (2003)『現代中国法入門 [第3版]』, 有斐閣。
- [21] 小森田秋夫編著 (2001)『市場經濟化の法社会学』, 有信堂高文社。
- [22] 李延榮 (2004)『土地租賃法律制度研究』, 中国人民大学出版社。
- [23] 李進钊編著 (1999)『農村土地与房屋』, 法律出版社。
- [24] 寥洪樂等 (2002)『中国農村土地承包制度研究』, 中国財政經濟出版社。
- [25] 寥洪樂 (2003)「農村承包地調整」『中国農業觀察 2003-1』, 46 ~ 54 ページ。
- [26] 林莉紅 (2000)『中国行政救濟理論与実務』, 武漢大学出版社。
- [27] 劉承礼 (2003)「農地股分合作制的過渡性質——一種基于内生交易費用理論的評說与前瞻」『農業經濟問題 2003-11』, 31 ~ 35 ページ。
- [28] 劉初旺, 丁骋骋, 吳金華 (2003)「土地經營權流轉与農業產業化經營」『農業經濟問題 2003-12』, 52 ~ 55 ページ。
- [29] 劉堅主編 (2002)『農村土地承包法培訓講義』, 中国農業出版社。
- [30] 劉金海, 楊曉麗 (2003)「鄉村股分制改造後的国家与基層社会關係初探」『中国農村觀察 2003-5』, 39 ~ 45 ページ。
- [31] 成田頼明, 荒秀, 南博方, 近藤昭三, 外間寛 (2002)『現代行政法 [第5版]』, 有斐閣双書。
- [32] 西村幸次郎編 (2001)『現代中国法講義』, 法律文化社。
- [33] 農業部軟科学委員会办公室編 (2001)『農業法制建設』, 中国農業出版社。
- [34] 大橋洋一 (1993)『現代行政の行為形式論』, 弘文堂。
- [35] 錢忠好 (1999)『中国農村土地制度變遷和创新研究』, 中国農業出版社。
- [36] 渠涛 (2003)「中国における民法典審議草案の成立と学会の議論(上)(下)」『ジュリストNo.1249(114 ~ 123 ページ), 1250 (190 ~ 196 ページ)』。
- [37] 任大鵬主編 (2000)『農村常見法律問題』, 知識出版社。
- [38] 孫国峰, 鄭邵慶 (2004)「農村土地使用權流轉与經濟系統演進過程中的原始積累問題」『農業經濟問題 2004-2』, 26 ~ 29 ページ。
- [39] 鈴木賢 (1989)「中国における民法通則制定とその背景 1, 2, 3 完」『法律時報60卷3号(70~75ページ), 5号(66~73ページ), 6号(67~74ページ)』。
- [40] 田中二郎 (1957)『行政法総論』, 有斐閣。
- [41] 我妻栄 (1952)『物權法』, 岩波書店。
- [42] 王晨 (1999)『社会主義市場經濟と中国契約法—大阪市立大学法学叢書 50』, 有斐閣。
- [43] 王衛国 (1997)『中国土地權利研究』, 中国政法大学出版社。
- [44] 王小映 (2003)「土地股分合作制經濟学分析」『中国農村觀察 2003-6』, 31 ~ 38 ページ。
- [45] 王琢, 許浜 (1996)『中国農村土地產權制度論』, 經濟管理出版社。
- [46] 汪祖興, 江燕 (1999)『公民訴訟權利』, 中国社会科学出版社。
- [47] 夏英, 牛若峰 (2004)『農業企業經營機制轉換和戰略管理』, 中国農業科学技術出版社。
- [48] 許明月, 李東方 (1999)『公民的物權』, 中国社会科学出版社。
- [49] 楊一介 (2003)『中国農地權基本問題—中国集体農地權利体系的形成与擴展』, 中国海関出版社。
- [50] 楊立新 (2001)『中国民法の理論と實際』, 成文堂。
- [51] 張春生主編 (1999)『中華人民共和国村民委员会組織法積義』, 法律出版社。
- [52] 張紅宇 (2002)『中国農村的土地制度變遷』, 中国農業出版社。
- [53] 張紅宇 (2002)「中国農地制度變遷的制度績効——從実証到理論的分析」『中国農業觀察 2002-2』, 21

～ 33 ページ。

[54] 趙向陽（2002）『中華人民共和国農村土地承包問答及実施指南』，中国農業出版社。

[55] 鐘漲宝，汪萍（2003）「農地流轉過程中的農戶行

為分析」『中国農業觀察 2003-6』，55～64 ページ。

[56] 中国農業全書編輯委員会（1999）『中国農業全書・北京卷』，中国農業出版社。

## Legal Contents and Applied Legal Principles of Rights to Undertake to Manage Farmlands in China

Shoichiro KAWAHARA

### Summary

In China, as the basis of agricultural and village policies, rights to undertake to manage farmlands have played important roles since Reform and Open Policy began.

In relation to rights to undertake to manage farmlands, this paper at first arranged the process of changes of farmland undertaking system, then made clear the legal contents of rights to undertake to manage farmlands and elucidated the actually applied legal principle of such rights.

The legal contents of rights to undertake to manage farmlands are including two kinds of rights, one is "a right to undertake farmlands" as an individual from a village group, the other is "a right to use farmlands and to earn and so on" as a party of the undertaking contract, and "a right to undertake farmlands" as an individual is more essential.

Because Chinese land possession system is even at present based on the socialist land possession system affected by laws of Soviet Union, rights to undertake to manage farmlands are needed to be harmonized with the legal principles of the socialist land possession system. The legal principles actually applied to rights to undertake to manage farmlands are not the principle of free contracts between equal parties, and are ones of administrative managements of the village land system, which are mainly based on the principle of equality.

Though rights to undertake to manage farmlands are seen as property rights in a popular view in China, owing to restrictions originating in the land management system, the legal principle of property rights are little applied in practice.